

第8回農林業協力プロジェクト・リーダー会議資料(2)

新規及び改正達・通達集(抜粋)

(昭和53年1月～昭和54年1月)

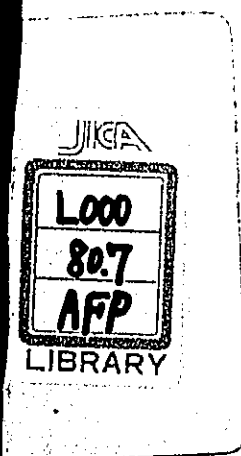
昭和54年2月

国際協力事業団

農林業計画調査部

農業開発協力部

林業開発協力部



国際協力事業団

受入 月日	84. 5. 24	5	1000
登録No.	07578	20.7	AFP

目 次

I プロジェクトの運営関係

1. 役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合の取扱いについて……………	1
2. 海外におけるプロジェクト基盤整備費, 応急対策費, 専門家生活環境整備費, 機材供与費及び携行機材費の執行について……………	2
3. 機材の現地調達について……………	5
4. モデルインフラ整備実施要綱……………	7
5. 現地業務費支給基準……………	9
6. 現地調査費及び現地業務費の取扱いについて……………	19
7. 海外支部における技術協力, 開発協力及び協力隊関係業務の取扱いについて……………	20
8. 関連施設整備資金及び試験的事業等資金の貸付条件について……………	24

II 専門家の処遇関係

1. 専門家の派遣手当等支給基準の一部改正について……………	27
2. 専門家の在勤基本手当及び住居の限度額について……………	35
3. 専門家の事業団借上げ住宅実施細則の一部改正について……………	37
4. 専門家の派遣手当等支給細則の一部改正について……………	52
5. 専門家生活環境整備実施要綱及び実施について……………	55

6. 専門家所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱の一部を改正する達……………	61
7. 専門家の帰国後の生活保障に関する基準の一部を改正する達……………	62
8. 専門家の災害補償に関する基準の一部を改正する達……………	63
9. 専門家等の健康管理のための旅費支給基準の一部を改正する達……………	64
10. 専門家等の一時帰国に関する基準の一部を改正する達……………	66
11. 子女教育手当の額について……………	76
12. 派遣専門家及び扶養親族の健康診断検査項目の追加について……………	77
13. 新東京国際空港の利用に伴う内国旅費の支給について……………	78
14. 専門家の任国外旅行の取扱いについて……………	79
15. 専門家の帰路変更の取扱いについて……………	81
16. 専門家の交通事故防止について……………	84
17. 特別技術手当支給に係る専門家の技術能力の認定について……………	95
18. 専門家等の帰路航空券現地購入の暫定措置について……………	98
19. 専門家の養成確保及び身分・処遇に関する委員会の設置について……………	99
20. へき地の公示について……………	101

JICA LIBRARY



1027384[5]

# 1 プロジェクトの運営関係

昭和52年10月26日  
通達(経)第46号

関係部・室・事務局長  
関係機関の長 殿

総 裁

役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合の  
取扱いについて

国際協力事業団会計規程(昭和50年規程第11号。以下「会計規程」という。)第10条第4項ただし書に定める役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合は、下記に定めるところによるものとする。

記

第1 総裁は、業務上必要と認める場合は、役職員以外の者に会計規程第11条第8項に定める会計役の業務の全部又は一部を委任することができるものとする。

第2 総裁は、第1に掲げる委任に係る事務を、各部・室・事務局

長をして行わしめるものとする。

2 各部・室・事務局長は、前項の定めにより委任を行うときは、経理部を経由し、契約担当役の承認を受けなければならない。

第3 委任に当たっては、予め委任しようとする者の同意を得るとともに、業務の内容、範囲等を明示した委嘱状をもつて行うものとする。

昭和52年10月26日  
通達(経)第45号

関係部・室・事務局長  
関係機関の長 殿

総 裁

海外におけるプロジェクト基盤整備費、応急対策費、  
専門家生活環境整備費、機材供与費及び携行機材費の  
執行について

事業団の予算のうち、経済協力費の海外における執行は、従来、  
海外事務所経費及び専門家の一般現地業務費の支出が中心であつた  
が、近時、プロジェクト基盤整備(モデルインフラ整備費)、現地  
業務費の一部としての応急対策費等の事業費的経費の支出が増大す  
る傾向にあり、また近く供与機材の現地調達も実施の予定である。  
これら事業費的経費の執行に当たっては、比較的規模の大きい物品、  
施設等の取得、処分等を伴うこととなり、従来からの現地業務費の  
支出手続によることは適当でないと思われるところ、プロジエク  
ト基盤整備費、応急対策費、専門家生活環境整備費、機材供与費  
(資材費を含む。)及び携行機材費の執行については、当分の間、

他に定めるもののほか、下記により処理されたい。

記

(適用経費)

第1 この通達は、次の各号に掲げる経費(以下「事業費等」とい  
う。)について適用する。

- (1) プロジェクト基盤整備費
- (2) 応急対策費
- (3) 専門家生活環境整備費
- (4) 機材供与費(資材費を含む。)
- (5) 携行機材費

(事業費等の執行の主体)

第2 海外における事業費等の執行は、原則として、会計役(海外  
事務所長)が行うものとする。

2 海外事務所が設置されていない国、又は事業場所が海外事務所  
所在地と著しく遠隔である場合は、「役職員以外の者に会計役の  
業務を委任する場合の取扱いについて」(昭和52年通達(経)  
第46号。以下「会計役委任通達」という。)の定めるところに  
より、派遣専門家等に国際協力事業団会計規程(昭和50年規程  
第11号。以下「会計規程」という。)第10条第1項第8号に  
定める会計役の業務を委任し、執行させることができるものとす

る。

3 前各項に定めるほか、事業の執行に当たり、必要と認める場合には、会計役委任通達の定めるところにより派遣専門家等に会計役の業務を委任することができる。

この場合において、委任を受けた派遣専門家等は、随時、所管の海外事務所長（会計役）の指示を受けて行うものとする。

なお、専門家をして事業の立案、予定価格の設定、契約等のすべての業務を行わせる場合は、原則として、企画関係の業務を行う者と契約関係の業務を行う者を別々に委任することにより、会計の相互牽制原則の実をはかるものとする。

第3 総裁は事業費等の執行に当たり、必要があると認められた場合には、役職員をして、期間を限つて会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為を行わせることができる。

（事業費等の執行の原則）

第4 事業費等の執行に当たっては、会計規程、国際協力事業団会計細則（昭和51年国協達第6号。以下「会計細則」という。）、その他会計諸規程の定めるところにより経理するものとする。

（会計役の計理処理等）

第5 会計役又は会計役の業務の委任を受けた者は、事業費等の執行により取得した物品等の処理については、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 第1に定める経費によつて取得した物品等の経理については「開発途上地域に対する技術協力の実施並びに青年の海外協力活動促進のために派遣される人員等の携行する機材及びこれら地域に供与される機材並びに設置される技術協力センターの機材設備に係る固定資産の特別経理について」（昭和51年通達（経）第38号）に準じて処理するものとする。

(2) 物品を取得した場合には、物品管理簿に登録するものとする。また、毎事業年度末又は事業終了時に物品取得報告書を提出するものとする。

(3) 物品の管理に当たっては、「調査用資機材管理細則」（昭和51年国協達第28号）第9条、第10条及び第11条の規定を準用する。

(4) 建物を処分する場合には、国際協力事業団不動産管理細則（昭和51年国協達第8号）第22条の規定を準用するものとする。

土地を処分する場合にあつても同様とする。

（機材供与に係る現地調達）

第6 会計役又は会計役の委任を受けた者が機材供与費により機材を現地調達する場合には、上記第4によるほか、当該機材を相手国政府等に供与する場合にあつては引渡しに先立ち、機材供与報告書を現地在外公館に提出し、当該在外公館を通じて供与しなけ

ればならない。すなわち、機材供与費は、相手国政府の要請を受けて機材を供与するものであるから、在外公館を介して所定の手続をとる必要がある。しかし、携行機材の供与については在外公館を介する手続は必要としない。



昭和52年11月11日  
通達(経)第59号

関係部・室・事務局長  
関係機関の長 殿

総 裁

#### 機材の現地調達について

海外事務所長及び「役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合の取扱いについて」(昭和52年通達(経)第46号以下「委任通達」という。)によつて会計役の業務の委任を受けた者(以下「海外事務所長等」という。)が、機材供与費(資材費を含む。以下同じ。)及び携行機材費によつて、任国において行う機材の調達(以下「現地調達」という。)は、国際協力事業団会計規程(昭和50年規程第11号)その他別に定めるものの他、下記によらるたい。

記

(現地調達の要件)

第1 海外事務所長等は、次の各号の一に該当する場合は、機材を現地調達することができるものとする。

- (1) 当該機材が、現地における専門家の業務に緊急に必要であるため、本邦からの購送を待つては著しく支障をきたすと認められる場合
- (2) 当該機材が、任国において輸入を禁止され、若しくは制限されている場合又は国産品の使用を奨励されている場合
- (3) 当該機材が危険品、厳しい温度管理品又は破損し易い物品等であるため現地調達が合理的と認められる場合
- (4) 機材本体の購送業務終了後、緊急に一部の機材の追加を必要とする事態が発生し、その補充が現地で可能な場合
- (5) 現地調達が、価格、アフターサービス等の点で有利であると認められる場合

(機材供与費による現地調達)

第2 事業部長は、機材供与費に係る機材について現地調達することが相当であると認めた場合、契約担当役に対し、国際協力事業団会計細則(昭和51年国協通達第6号。以下「会計細則」という。)第54条第1項に定める資金前渡手続を海外事務所

長等に対して行いより申請するものとする。

この場合において、事業部長の申請は、同条第2項に定める会計役からの申請とみなす

- 2 前項に定める申請を受けた契約担当役は、必要と認める場合、資金前渡の手続を行いものとする。

( 携行機材費による現地調達 )

第3 海外事務所長等は、携行機材費に係る機材の現地調達を行う場合にあっては、所要額を算定し、会計細則第54条第2項に定める前渡資金交付申請手続を関係の事業部長を経由し契約担当役に対して行いものとする。

- 2 前項に定める申請を受けた契約担当役は、必要と認める場合、資金前渡の手続を行いものとする。

モデルインフラ整備実施要綱を次のとおり定める。

昭和53年2月1日

国際協力事業団  
総裁 法 眼 晋 作

国協達第1号

モデルインフラ整備実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、国際協力事業団が行うモデルインフラ整備費に基づく基盤整備の実施に関し昭和52年通達(経)第45号に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 モデルインフラ整備費(以下「整備費」という。)とは、農林業協力事業及び農林業に係る開発技術協力事業のプロジェクトの初期の段階において必要であり、かつモデル的な基盤となるインフラストラクチャーであつて、試験圃場、試験林、苗圃、孵化槽等及びこれらに関連する必要最少限の附帯施設の整備(以下「基盤整備」という。)に係る費用をいう。

(要 件)

第3条 基盤整備に係る事業(以下「整備事業」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り行うことができるものとする。

- (1) 相手国政府又はそれに準ずるもの(以下「相手国政府等」という。)からの要望があるものであつて、かつ、相手国政府等がその費用を負担することが著しく困難であると認められること。
- (2) プロジェクトの効率的実施を図るうえで早急に整備することが必要であると認められること。
- (3) カウンター・パートの訓練、技術の演示等専門家の活動の拠点となるものであると認められること。

(申 請)

第4条 整備事業の申請は、海外事務所長(海外事務所が存在しない国にあつては当該プロジェクトの専門家。以下「海外事務所長等」という。)が行うものとする。

- 2 海外事務所長等は、申請にあつて、当該整備事業に関し、相手国政府等及び専門家と調整を行うものとする。
- 3 海外事務所長等は、次の各号に掲げる書類を添付して総裁に申請するものとする。
  - (1) 相手国政府等の要望書
  - (2) 経費概算見積書

(3) 工事設計書

(4) その他総裁が必要と認める書類

(認定)

第5条 総裁は、申請書を審査し、当該整備事業が第3条の各号に掲げる要件を満たし、かつ、適当であると認める場合は事業を認定し、予算の範囲内で支給額を決定して海外事務所長等に通知するものとする。

(支給及び会計事務処理)

第6条 整備費は、会計役(会計役の業務の委任を受けた者を含む。以下同じ。)に支給するものとする。

2 会計役は、整備費の支給を受けた場合は、当該費用に係る銀行口座を開設し、他の前渡資金と区分して適正に経理するものとする。

(検査等)

第7条 会計役は、整備事業に係る工事等の実施に当つては、相手国政府等及び当該プロジェクトの専門家と協力し、必要に応じ施工の管理、監督を行うとともに、完了検査、既済部分検査等、検査を実施するものとする。

2 総裁は、前項に規定する会計役の業務の一部を当該プロジェクトの専門家に委任することができるものとする。この場合において、委任を受けた専門家は、所管の会計役に随時報告を行

い、会計役の指示を受けるものとする。

(役職員等の派遣)

第8条 前条に定めるほか、総裁は必要と認める場合、役職員をして、期間を限つて会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為等を行わしめ、又は専門家等を派遣し当該整備事業に係る工事等の管理、監督、検査等にあたらせて会計役を補助させることができるものとする。

(報告)

第9条 会計役は、整備事業が完了した場合は、速やかに整備事業の完了報告書を総裁に提出するものとする。なお、総裁は、整備事業の進捗状況に関し、適宜会計役に報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱によりがたい場合、又は特別の事情が発生した場合は、会計役は、総裁の承認を得てこの要綱の定めるところと異なる処理を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和53年2月1日から施行する。

現地業務費支給基準を次のとおり定める。

昭和52年12月14日 (昭和53年7月13日改正)

国際協力事業団  
総裁 法眼晋作

国協達第25号

### 現地業務費支給基準

(趣旨)

第1条 この基準は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が、技術協力の円滑かつ有効適切な実施を図り、及び青年海外協力隊員の活動を促進、助長するため専門家及び青年海外協力隊員に対して支給する現地業務費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門家 事業団が条約その他の国際約束に基づく技術協力のために開発途上地域等に派遣する者をいう。
- (2) 青年海外協力隊員 事業団が開発途上地域の住民と一体とな

つて当該地域の経済及び社会の発展に協力するために派遣する青年をいう。

- (3) プロジェクト 技術協力センター、東南アジア漁業開発センター、農林業協力プロジェクト、保健医療協力プロジェクト及び産業開発プロジェクトをいう。
- (4) 現地業務費 専門家及び青年海外協力隊員の現地における業務活動に必要な経費のうち、相手国政府等が負担し得ず、又は負担し得ても早急な支出が困難なものに充当する経費及び事業団との連絡に要する経費をいう。
- (5) 現地業務費管理者 専門家及び青年海外協力隊員のうち総裁が現地業務費の管理を委嘱した者をいう。

(現地業務費の種類及びその用途)

第3条 現地業務費の種類は次のとおりとし、その用途は別表第1による。

- (1) 一般現地業務費
- (2) 個別専門家現地研究費
- (3) 保健医療協力現地研究費
- (4) 農林業協力現地研究費
- (5) 産業開発協力現地研究費
- (6) 長期調査員調査費
- (7) 貧困国対策費

(8) 国際機関域内旅費

(9) 青年海外協力隊員現地業務費

(支給額)

第4条 現地業務費の支給額は、別表第2の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、個別専門家現地研究費、国際機関域内旅費及び青年海外協力隊員現地業務費以外の現地業務費については、特別の事情がある場合は、現地業務費管理者（以下「管理者」という。）の申請に基づき、予算の範囲内で支給額を増額することができる。

(申請)

第5条 前条第2項に規定する現地業務費の増額支給を受けようとする管理者は、現地業務費臨時支給申請書（様式第1号）を総裁に提出するものとする。

2 個別専門家現地研究費の支給を受けようとする管理者は、現地業務費臨時支給申請書を総裁に提出するものとする。

3 国際機関域内旅費の支給を受けようとする管理者は、域内旅費申請書（様式第2号）に、認定に必要な経費概算見積書等を添えて総裁に提出するものとする。

4 青年海外協力隊員現地業務費の支給を受けようとする管理者は、隊員支援経費使用計画書（様式第3号）に、認定に必要な経費概算見積書等を添えて、総裁に提出するものとする。

(計算期間)

第6条 第3条第1号から第7号までに規定する現地業務費の支給は、専門家が任国に到着した日の翌日から業務を終了し任国を出

発する日の前日までの期間（プロジェクトチームにあつては最初の専門家が任国に到着した日の翌日から最後の専門家が任国を出発する日の前日までの期間。以下「支給期間」という。）について暦月を単位として計算したところによる。ただし、暦月に満たない期間については、15日以上を1月分とし、15日未満を2分の1月分とする。

2 現地業務費の支給を受けた管理者は、支給期間が短縮された場合は、既に支給を受けた額から前項の規定により計算して得られる額を差引いた額を返納しなければならない。ただし、短縮期間が7日以内のときは、この限りでない。

(支給)

第7条 管理者は、現地業務費の送金を受ける確実な銀行口座を開き、速やかに銀行名、口座名義及び口座番号を事業団に報告するものとする。

2 事業団は、管理者に対し、前項に基づき開設された銀行口座に、第3条第1号から第7号までに規定する現地業務費については、原則として毎月送金し、同条第8号及び第9号に規定する現地業務費については、認定の都度送金するものとする。

(実施)

第8条 管理者は、送金された現地業務費を常に公金として銀行口座に預け管理するものとし、その実施に当たっては、契約の締結

等必要な手続により適正な支出を行うとともに、証拠書類を徴収し、保管しなければならない。

(会計事務処理)

第9条 現地業務費に関する会計事務の取扱いについては、次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 帳簿 管理者は、現地業務費出納簿（以下「出納簿」という。様式第4号）を備え、所定の事項を整然かつ明瞭に記録するものとする。  
この場合、支出については、別表第1記載の費目別に整理するものとする。
- (2) 受払報告 管理者は、現地業務費受払報告書（様式第5号）を作成し、支給期間が終了したときは、速やかに事業団に提出するものとする。また、支給期間が2以上の事業年度に涉る場合は、毎事業年度末現在の現地業務費受払報告書を作成し事業団に提出するものとする。
- (3) 証拠書類 管理者は、現地業務費の支出に当たっては、証拠書類を徴収のうえ四半期毎に編纂し、保管し、事業団の請求があ

つたときは速やかに提出するものとする。

- (4) 会計事務の引継 管理者が交替したときは、次により後任の管理者に引継ぐものとする。
  - イ 引継日の設定 後任管理者が任国に到着した後速やかに締切期日を定め、その日を引継日とする。
  - ロ 管理区分 現地業務費の管理は、引継日の翌日から後任の管理者が行う。
  - ハ 引継目録の作成 前任の管理者は出納簿、証拠書類、その他の書類の引継目録（様式第6号）を2通作成し、後任の管理者とともに署名捺印のうえ、その1通を事業団に提出し、他の1通を後任の管理者が保管するものとする。
  - ニ 出納簿の引継 出納簿は、引継日をもつて締切り、後任の管理者とともに署名捺印のうえ引継ぐものとする。
  - ホ 現金の引継 現地業務費の引継については、前任の管理者は現金現在高調書（様式第7号）を作成し後任の管理者とともに署名捺印のうえ預金残高証明書を添え事業団に提出するものとする。
- (5) 残金の返納 支給期間が終了し、第2号により現地業務費の残金が確定したときは、管理者は速やかに当該金額を事業団に返納しなければならない。

(特別経理)

第10条 現地業務費で1万円以上の物品（消耗品を除く。）を購入した場合の取扱いについては別に定める。

（特例）

第11条 現地業務費の支給に関して、この基準によりがたい場合は、総裁の承認を受けてこの基準と異なる処理をすることができる。

#### 附 則

- 1 この基準は、昭和52年12月14日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。
- 2 「現地業務費の支給等に関する基準」（昭和47年海技協達第21号）、「現地業務費の支給等に関する基準の適用範囲について」（昭和48年総務部長・経理部長通達）及び「医療協力現地研究費の取扱いについて」（昭和50年通達第25号）は、廃止する。



別表第 1

支出科目	費用分類
1. 一般現地業務費	<p>専門家の現地における業務活動に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費を整理する。</p> <p>(1) 調査研究謝金</p> <p>    調査・研究委託、通訳、翻訳等の謝金を整理する。</p> <p>(2) 資機材購入費</p> <p>    イ 調査、研究、研修、試験用資機材購入費を整理する。</p> <p>    ロ 供与機材の部品購送費及び取付料を整理する。</p> <p>    ハ 業務参考図書費を整理する。</p> <p>(3) 消耗品費</p> <p>    イ 事務用品費を整理する。</p> <p>    ロ 調査、研究、研修、試験等用消耗材料及び器材費（資機材購入費以外のもの）を整理する。</p> <p>    ハ 発電機、ポンプ、トラクター等業務用機械設備の燃料費を整理する。</p> <p>    ニ 肥料、種苗、飼料等材料費を整理する。</p>

支出費目	費用分類
	<p>(4) 交通費</p> <p>    現地内国交通費を整理する。</p> <p>(5) 域内旅費</p> <p>    イ 現地内国旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。</p> <p>    ロ 事業団の指示による隣接国への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する（たゞし、国際機関派遣専門家を除く。）。</p> <p>(6) 通信運搬費</p> <p>    イ 通信、電話、郵便料を整理する。</p> <p>    ロ 機材取付等荷物運搬料を整理する。</p> <p>(7) 印刷製本費</p> <p>    教材、報告書等の印刷代、製本代を整理する。</p> <p>(8) 借料損料</p> <p>    器具、機械、施設、設備、車馬等の借料、使用料、損料を整理する。</p>

支出科目	費用分類
	<p>(9) 備人費            タイピスト、運転手、補助人夫等の臨時備上費を整理する。</p> <p>(10) 会議費            業務計画、遂行、整理に関する会議費を整理する。</p> <p>(11) 雑役務費</p> <p>イ 倉庫料等荷物保管料を整理する。</p> <p>ロ 機械、器具の据付、保守、修繕料を整理する。</p> <p>ハ 機材取引のための通関、エージェント手数料等各種手数料を整理する。</p> <p>ニ 簡易な雑工事費を整理する。</p> <p>ホ 現地カウンターパート等に対する慶弔金を整理する</p> <p>ヘ その他、他の科目に整理することが不適当なものを整理する。</p>

支出科目	費用分類
2 個別専門家 現地研究費	<p>教育及び調査研究等の協力を目的とした個別専門家の技術指導を効果的に実施するために必要な経費を整理する。</p> <p>(1) 調査費            現地における資料・標本の採集、分布調査等及び標本・検体の運搬、購入等に要する調査旅費、備人費（補助員、運転手、タイピスト等）、車輛備上費標本等運搬費及び標本・検体購入費等を整理する。</p> <p>(2) 調査実験分析費            調査資料等を実験分析するために必要な資機材の購入及び修理並びに補助員等の雇傭に要する経費を整理する。</p> <p>(3) 資料印刷費            調査及び実験、分析結果に基づく資料及び教材等の印刷製本に要する経費を整理する。</p>

支 出 費 目	費 用 分 類
3. 保健医療協力 現地研究費	<p>保健医療協力プロジェクトのうち、教育協力及び研究協力を効果的に実施するために必要な野外活動を通じての検体の収集、疫学調査、収集検体資料等の運搬、実験動物の飼育・管理、収集検体及び実験動物等を活用しての実験解明、分析及び実験分析に基づく資料の作成、印刷等の経費を整理する。</p> <p>(1) 調 査 費</p> <p>現地における疾病発生状況等の調査、標本採集及び試験標本運搬等に要する経費（調査旅費、俵人費（補助員、運転手、タイピスト等）、車輛借上料、標本等運搬費等）を整理する。</p> <p>(2) 実験動物飼育管理費</p> <p>現地における実験又は研究に必要な実験動物飼育管理室設置及び飼育管理に要する経費（動物飼育室設置に要する材料購入費、人夫賃及び飼育箱、動物飼料購入費、飼育、清掃人夫賃等）を</p>

支 出 費 目	費 用 分 類
4. 農林業協力現地 研 究 費	<p>整理する。</p> <p>(3) 実験・調査結果分析費</p> <p>実験、調査結果を分析するための実験研究資料の購入及び修理、補助人夫の雇傭等に要する経費を整理する。</p> <p>(4) 資料印刷費</p> <p>調査、実験、研究結果に基づく資料及び教材等の印刷製本に要する経費を整理する。</p> <p>農林業研究協力プロジェクトの専門家が現地における熱帯農業等の研究に必要な経費を整理する。</p> <p>(1) 試験圃場設置管理費</p> <p>現地における試験研究に必要な試験圃場の設置、圃場管理（農器具の燃料及び維持、有機質肥料その他試験用資材に限る。）、人夫雇傭及び圃場損害賠償に要する経費を整理する。</p>

支出費目	費用分類
	(2) 調査費 現地における病害虫発生状況等の調査、標本採取及び標本の購入運搬等に要する調査旅費、俸人費（補助員、運転手、タイピスト等）、車輛備上費、標本購入費及び標本運搬費等を整理する。
	(3) 調査実験・分析費 調査資料を実験、分析するために必要な資機材の購入及び修理並びに補助員等の雇傭に要する経費を整理する。
	(4) 資料印刷費 現地における試験圃場の資料等の印刷製本に要する経費を整理する。
	産業開発協力プロジェクトの専門家が現地における研究に必要な経費を整理する。
5 産業開発協力 現地研究費	(1) 調査費 現地における資源の賦存状態等の調査、標本採取及び標本の購入運搬等に要す

支出費目	費用分類
	る調査旅費、俸人費（補助員、運転手、タイピスト等）、車輛備上費、標本購入費及び標本運搬費等を整理する。
	(2) 調査実験分析費 調査資料と実験分析するために必要な資機材の購入及び修理並びに補助員等の雇傭に要する経費を整理する。
	(3) 資料印刷費 調査及び実験分析結果に基づく資料及び教材等の印刷製本に要する経費を整理する。
6 長期調査員 調査費	長期調査員の現地における業務に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費を、一般現地業務費の費用分類に準じて整理する。
7 貧困国対策費	後発開発途上国（DACの分類による。）のプロジェクトに派遣する専門家の業務に必要で、相手国が、その財政上の理由により負担

支出費目	費用分類
	し得ないカウンターパートのための経費を整理する。
	(1) 調査研究謝金 調査・研究委託、通訳、翻訳等の謝金を整理する。
	(2) 消耗品費 イ 事務用品を整理する。 ロ 調査、研究、研修、試験等用消耗材料及び器材費（資機材購入費以外のもの）を整理する。 ハ 発電機、ポンプ、トラクター等業務用機械設備の燃料費を整理する。 ニ 肥料、種苗、飼料等材料費を整理する。
	(3) 交通費 現地内国交通費を整理する。
	(4) 域内旅費 イ 現地内国旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。 ロ 事業団の指示による隣接国への調査等

支出費目	費用分類
	のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する（ただし、国際機関派遣専門家を除く。）。
	(5) 印刷製本費 教材、報告書の印刷代、製本代を整理する。
	(6) 備人費 タイピスト、運転手、補助人夫等の臨時俸上費を整理する。
	(7) 雑工事費 簡易な雑工事費を整理する。
8. 国際機関域内旅費	国際機関に派遣する専門家の当該機関加盟国等への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。
9. 青年海外協力隊員現地業務費	青年海外協力隊員の現地における業務に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費を、一般現地業務費の費用分類に準じて整理する。

別表第2を次のように改める。

別表第2

支出費目	支給額
1. 一般現地業務費	個別専門家及び保健医療協力プロジェクトチームについては、1人につき、月額15,000円以内とし、プロジェクト(保健医療協力プロジェクトを除く。)については、1チームにつき、月額132,000円以内とする。
2. 個別専門家現地研究費	対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。
3. 保健医療協力現地研究費	対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。
4. 農林業協力現地研究費	対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。
5. 産業開発協力現地研究費	対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。

支出費目	支給額
6. 長期調査員調査費	長期調査1チームにつき、月額67,760円以内とする。
7. 貧困国対策費	対象プロジェクト1チームにつき、月額100,000円以内とする。
8. 国際機関域内旅費	専門家の申請に基づき、予算の範囲内で必要と認められる額とする。
9. 青年海外協力隊員現地業務費	青年海外協力隊員の申請に基づき、予算の範囲内で必要と認められる額とする。

附 則

この達は、制定の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

昭和53年10月12日  
通達(経)第62号

関係部・室・事務局長  
関係機関の長 殿

経 理 部 長

現地調査費及び現地業務費の取扱いについて

現地調査費及び現地業務費については、当分の間下記により減額の上支給することとする。

記

1. 減 額 率  $0.8231 = \frac{215.65\text{円}}{262\text{円}}$  (17.69%減, 262円は53年度認可予算の計算数値, 215.65円は53年4～7月の加重平均値)
- 2 業務実施契約の現地調査費の算定は、提出された見積額に前項の減額率を乗じて得た額とする。
- 3 派遣中の専門家に対する現地業務費については、各事業部長より文書をもつて通知することとする。
- 4 本通達は、昭和53年11月1日より適用する。

昭和52年10月22日  
国協(総)第9-1542-1号

各部・室・事務局長 殿

総 裁

海外支部における技術協力、開発協力及び  
協力隊関係業務の取扱いについて

国際協力事業団は、設立後すでに3年余を経ているところ、事業団設立の趣旨にも鑑み、その間の経歴及び部外、特に財務当局の事業団に対する感触をも勘案のうえ、組織の改善に着手することを決定し、差し当り本部組織については改革案を作成し、外務省の承認を得て53年度予算要求として財務当局に提出した。

他方、国内及び海外の出先機関については、事業団の一体性を実現する方向で、現在具体案を検討中である。

海外の出先機関のうち中南米所在の海外支部は、事業団設立の際、支部所在国における法的ステータス問題等もあり、当分の間、従来どおり移住関係業務のみを行うこととして、外務省から関係在外公館を通じて相手国政府に通報された経緯がある。

しかしながら、海外支部についても、上記の基本方針に沿って、事業団の業務全般を取扱わせることが必要かつ望ましいことであるところ、相手国との関係及び人事、経理その他の具体的な問題が関連することもあり、抜本的な措置は今後関係部全体の意見を徴しつつ検討していくこととするが、技術協力、開発協力及び協力隊関係業務については、取敢えず実施可能な便宜供与等を中心に取扱わせることとする。

よつて、11月15日以降は、下記によつて、海外支部所在国に対して行う技術協力、開発協力及び協力隊関係業務に必要な便宜供与等を海外支部から受けるよう措置されたい。

ただし、在ブラジル各支部については、これら支部がブラジル法人となつている関係上、事業団の名前が表面に出ることのない範囲にとどめるよう留意されたい。

なお、国内支部については、取敢えず各支部の意見を徴したところ、各支部とも今後は事業団全体の業務を行うこと然るべしとの積極的な希望を表明してきたので、今後関係部間において具体案につき検討を行うこととしている。

記

1 便宜供与等の項目及び経費処理は、次のとおりとする。

(1) 調査団に対する便宜供与

その都度具体的な内容(空港送迎、宿舍手配、自動車備



上、通訳手配等)を通報すること。

これらに要する経費は、調査団員負担とする。

(2) 派遣専門家及び協力隊員に対する便宜供与

赴任時の空港出迎え、宿舍手配、住宅あつ旋、現地事情説明、専門家等に対する連絡事項及び専門家等からの連絡事項の取次ぎ等。

これらに要する経費は、原則として支部負担とする。

(3) 技術協力等の実施に必要な情報・資料の収集、調査

経費負担は、その都度関係部間で協議決定する。

2 海外支部に対する便宜供与等の依頼は、担当部において起案し、移住調整部に合議するものとする。

3 各部は、関係情報を関係支部に送付することについて、遺漏なきを期されたい。

4 本件実施に当つての事務処理の細目については、おつて総務部長より通達せしめることとする。

- 別 添
- 1 各海外支部長あて通達(昭和52年10月22日付国協(総)第9-1542-2号)
  - 2 外務省あて依頼文書(昭和52年10月22日付国協(総)第9-1542号)写

昭和52年10月22日  
国協(総)第9-1542-2号

報告されたい。

各 海 外 支 部 長 殿

- 別 添
- 1 各部・室・事務局長あて通達(昭和52年10月22日付国協(総)第9-1542-1号)
  - 2 外務省あて依頼文書(昭和52年10月22日付国協(総)第9-1542号)写

総 裁

海外支部における技術協力、開発協力及び  
協力隊関係業務の取扱いについて

海外支部は、事業団設立の際、当分の間移住関係業務のみを行うものとされてきたが、事業団設立の趣旨にも鑑み技術協力、開発協力及び協力隊関係業務も取扱うことが必要かつ望しいので、取敢えず実施可能な調査団、専門家及び協力隊員等に対する便宜供与業務等から実施することとした。

よつて、11月15日以降は本部の関係各部・室・事務局長からその都度具体的な便宜供与等の内容を連絡せしめることとしたので、委細は別添関係各部・室・事務局長あて通達によつて了知のうえ、所要の便宜供与等業務を行われたい。

なお、本件実施に当つては関係在外公館と十分協議されたく、またその結果をも踏まえて、本部において心得べき事項あれば



国協(総)第9-1542号

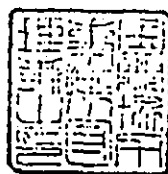
昭和52年10月22日

外務省

経済協力局長 菊地 清明 殿

国際協力事業団

理事 村上



当事業団海外支部による技術協力、開発協力  
及び協力隊関係業務の取扱いについて

当事業団海外事務所のうち、中南米に設置している海外支部は、事業団設立の際、当分の間移住関係業務のみを行うものとして、貴省から関係在外公館経由、ブラジルを除く支部所在国政府へ通報されていると承知しております。

しかしながら、事業団設立の趣旨からして海外支部は、移住関係業務のみでなく事業団の業務全般を遂行すべきものでありますので、将来は海外支部に技術協力、開発協力及び協

国際協力事業団

力隊関係業務も取扱わせたいと考えておりますが、予算、人員等の都合もありますので、さしあたり実施可能な業務から始めることとし、11月8日以降調査団、専門家及び協力隊員等に対する便宜供与業務を行なうよう所要の措置をとることといたしました。

つきましては委細別添文書により御了知の上関係在外公館に然るべくご通報願いたく、また、在外公館から海外各支部への関連情報の提供並びに指導をいただきたく、お願い申し上げます。

なお、このことに関連して、相手国政府(ブラジルを除く)に海外各支部の業務範囲の拡大につき所要の折衝方を願ひ申し上げます。

別 添 各海外支部長あて遙達写

国際協力事業団

取扱注意

昭和53年5月4日  
通達(企)第26号

関係各部長殿

企画部長

関連施設整備資金及び試験的事業等資金の  
貸付条件について

国際協力事業団法第21条第1項3号イ及びロの規定に基づく  
資金の貸付けに係る条件は「国際協力事業団業務方法書」(昭和  
49年規程第3号)及び「関連施設整備資金及び試験的事業等資  
金の貸付要綱」(昭和50年国協達第3号)の定めるもののほか、  
別表の条件によることとなつたので通知します。

なお、本融資条件は、昭和53年度の融資承諾分から適用され  
ます。

以上

別 表

国際協力事業団投融資業務貸付条件

事業区分	事業規模	融資率	融資限度額	金利	償還期限	うち据置期間	備 考
試験的事業等							試験的事業等
(1) 試験事業	3億円以下	100%	3億円	0.75%	20年以内	5年以内	(1) 特に必要があつて、15億円を超える事業を認める場合の融資条件については、個別に協議して定めるものとする。 (2) 先進国で行う事業又は準試験的事業については原則として基金に準ずる金利(3.5%以上)とし、個別に協議して定めるものとする。 (3) ※の融資率は、特に政策的に優遇するものについて適用する。
(2) 試験的事業 イ. 基盤、造林	15億円以下	75%	11.25億円	2.5~3.5%	30年以内	10年以内	
ロ. その他		※(85%)	(12.75億円)		20年以内	5年以内	
(3) 準試験的事業							
関連施設整備事業							関連施設整備事業
	イ. 20億円以下			0.75%			特に必要があつて、30億円を超える事業を認める場合の融資条件については、個別に協議して定めるものとする。
	4億円以下	100%	4億円		A. 一般	5年以内	
	4億円超~				20年以内		
	20億円以下	70%	15.2億円				
	ロ. 20億円超~				B. 特認		
	30億円以下	一律70%	21億円	全体20~3.5%	30年以内	5年以内 (造林10年以内)	

II 專 門 家 處 遇 等 關 係

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和53年3月31日

国際協力事業団  
総裁 法眼 晋 作

国協達第7号

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達

専門家の派遣手当等支給基準（昭和52年国協達第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

在 勤 基 本 手 当

別表第1 一般専門家

(単位：円)

派遣国	専門家の号	特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号	
		1	2	1	2	1	2			1	2	1	2
アメリカ	レンソント	392,000	352,500	343,300	334,000	324,800	315,600	296,000	276,400	257,400	238,300	224,400	210,600
	南アフリカ	328,000	300,500	291,800	283,200	274,500	265,800	248,500	231,200	213,800	196,500	185,000	173,400
	アルジェリア	408,000	372,100	361,700	351,300	340,900	330,500	309,500	288,500	267,700	246,900	232,400	218,000
	リビア	384,000	364,800	358,700	352,600	346,600	340,500	319,800	299,100	279,200	259,200	244,200	229,200
	モロッコ	360,000	318,300	311,400	304,400	297,500	290,600	272,200	253,800	235,600	217,400	204,700	192,000
	スーダン	448,000	427,200	424,700	422,200	419,600	417,100	392,300	367,500	344,100	320,700	302,300	284,000
	チュニジア	360,000	318,300	311,400	304,400	297,500	290,600	272,200	253,800	235,600	217,400	204,700	192,000
	エジプト	400,000	338,600	329,500	320,400	311,300	302,200	283,500	264,800	246,600	228,400	215,200	201,900
	カメルーン	416,000	393,400	389,400	385,400	381,400	377,400	355,400	333,300	311,600	290,000	273,200	256,400
	中央アフリカ	416,000	397,500	394,800	392,100	389,400	386,700	365,500	344,400	322,700	301,000	283,800	266,600
	チャド	384,000	369,600	368,300	366,900	365,500	364,100	348,700	333,300	311,600	290,000	273,200	256,400
	コンゴ	424,000	402,700	396,700	390,700	384,700	378,800	356,000	333,300	311,600	290,000	273,200	256,400
	ガボン	456,000	437,600	432,500	427,400	422,200	417,100	392,300	367,500	344,100	320,700	302,300	284,000
	ボツワナ	392,000	352,500	343,300	334,000	324,800	315,600	296,000	276,400	257,400	238,300	224,400	210,600
	ブルンジ	408,000	392,400	388,000	383,700	379,300	375,000	354,200	333,300	311,600	290,000	273,200	256,400
	ザンビア	416,000	393,000	389,000	385,000	381,100	377,100	355,000	332,800	311,200	291,200	274,600	258,000
	赤道ギニア	384,000	369,000	368,300	366,900	365,500	364,100	348,700	333,300	311,600	290,000	273,200	256,400
	エチオピア	416,000	377,000	367,500	358,000	348,400	338,900	318,800	298,700	278,600	258,500	238,400	218,300
	ガンビア	400,000	383,200	380,600	377,900	375,300	372,600	353,000	333,300	311,600	290,000	273,200	256,400
	ガーナ	448,000	429,300	419,600	409,900	400,200	390,500	367,400	344,400	322,700	301,000	283,800	266,600
	ギニア	456,000	437,600	432,500	427,400	422,200	417,100	392,300	367,500	344,100	320,700	302,300	284,000
	象牙海岸	392,000	374,300	370,800	367,300	363,800	360,400	341,100	321,800	301,000	280,200	264,000	247,800
	ケニア	360,000	312,000	303,400	294,700	286,000	277,300	259,800	242,300	225,000	207,600	195,500	183,300
	リベリア	432,000	413,600	407,900	402,100	396,300	390,500	367,400	344,400	322,700	301,000	283,800	266,600
	マダガスカル	384,000	352,500	343,300	334,000	324,800	315,600	296,000	276,400	257,400	238,300	224,400	210,600
	マラウイ	448,000	414,800	405,800	396,800	387,800	378,800	356,000	333,300	311,600	290,000	273,200	256,400
	モーリタニア	448,000	410,800	402,800	394,800	386,800	378,800	356,000	333,300	311,600	290,000	273,200	256,400
	モーリシャス	384,000	352,500	343,300	334,000	324,800	315,600	296,000	276,400	257,400	238,300	224,400	210,600
	ニジェール	432,000	406,800	399,800	392,800	385,800	378,800	356,000	333,300	311,600	290,000	273,200	256,400
	ナイジェリア	448,000	429,200	423,300	417,300	411,300	405,300	380,900	356,400	333,000	309,600	291,700	273,800
	ルワンダ	464,000	418,800	408,800	398,800	388,800	378,800	356,000	333,300	311,600	290,000	273,200	256,400
	セネガル	432,000	411,500	404,100	396,700	389,300	382,000	358,100	334,200	310,800	287,400	270,600	263,900
	シエラレオネ	448,000	414,800	405,800	396,800	387,800	378,800	356,000	333,300	311,600	290,000	273,200	256,400
	ソマリア	392,000	374,300	370,800	367,300	363,800	360,400	341,100	321,800	301,000	280,200	264,000	247,800
	スワジランド	392,000	352,500	343,300	334,000	324,800	315,600	296,000	276,400	257,400	238,300	224,400	210,600
	トーゴ	432,000	406,800	399,800	392,800	385,800	378,800	356,000	333,300	311,600	290,000	273,200	256,400
	ウガンダ	432,000	380,400	370,500	360,500	350,500	340,500	319,800	299,100	279,200	259,200	244,200	229,200
タンザニア	384,000	344,400	336,300	328,300	320,300	312,300	293,900	275,600	258,200	240,900	227,000	213,200	
上ヴォルタ	432,000	406,800	399,800	392,800	385,800	378,800	356,000	333,300	311,600	290,000	273,200	256,400	
ザンビア	384,000	345,200	337,400	329,600	321,800	314,000	295,000	276,000	257,500	239,600	225,700	211,900	
中南米	アルゼンティン	320,000	292,300	285,600	278,900	272,200	265,600	250,400	236,000	217,900	199,800	187,700	175,600
	ボリビア	336,000	320,000	314,700	309,500	304,300	299,100	281,600	264,000	247,600	231,100	217,800	204,500
	ブラジル	328,000	297,100	288,800	280,600	272,400	264,100	247,400	230,800	214,300	197,600	186,200	174,700
	チリ	352,000	300,500	291,800	283,200	274,500	265,800	248,500	231,200	213,800	196,500	185,000	173,400
	コロンビア	296,000	262,000	255,800	249,700	243,600	237,500	222,600	207,600	192,900	178,200	167,800	157,300
	エクアドル	328,000	289,300	282,600	275,800	269,100	262,400	246,300	230,200	214,600	199,000	187,400	175,900
	メキシコ	328,000	300,500	291,800	283,200	274,500	265,800	248,500	231,200	213,800	196,500	185,000	173,400
	パラグアイ	352,000	311,000	302,600	294,200	285,700	277,300	259,800	242,300	225,000	207,600	195,500	183,300
	ペルー	336,000	300,500	291,800	283,200	274,500	265,800	248,500	231,200	213,800	196,500	185,000	173,400
	ウルグアイ	352,000	332,600	328,400	324,100	319,900	315,600	296,500	277,400	256,600	235,800	221,900	208,000
コスタ・リカ	336,000	297,900	289,900	281,800	273,800	265,800	248,500	231,200	213,800	196,500	185,000	173,400	
エル・サルヴァドル	336,000	297,900	289,900	281,800	273,800	265,800	248,500	231,200	213,800	196,500	185,000	173,400	



派遣国	専門家の号		特号		1号		2号		3号	4号	5号		6号	
	1	2	1	2	1	2	1	2			1	2	1	2
中南米	グアテマラ	290,100	283,600	277,100	270,600	264,100	247,400	230,600	214,300	197,800	186,200	174,700		
	ホンデュラス	276,000	269,700	263,400	257,100	250,800	235,000	219,200	203,500	188,000	177,000	166,000		
	ニカラグア	323,600	315,000	306,300	297,600	288,900	271,100	253,300	236,000	218,700	206,000	193,200		
	パルバドス	317,500	310,300	303,200	296,100	288,900	271,100	253,300	236,000	218,700	206,000	193,200		
	キューバ	345,600	338,100	330,600	323,100	315,600	296,000	276,400	257,400	238,300	224,400	210,600		
	ドミニカ共和国	305,000	298,500	292,000	285,500	279,100	260,600	242,700	224,500	206,300	194,200	182,000		
	ハイチ	335,400	326,700	318,000	309,400	300,700	282,600	264,400	247,100	229,800	216,500	203,200		
	ジャマイカ	317,500	310,300	303,200	296,100	288,900	271,100	253,300	236,000	218,700	206,000	193,200		
	トリニダード・トバゴ	317,500	310,300	303,200	296,100	288,900	271,100	253,300	236,000	218,700	206,000	193,200		
	ガイアナ	317,500	310,300	303,200	296,100	288,900	271,100	253,300	236,000	218,700	206,000	193,200		
	パナマ	290,100	283,600	277,100	270,600	264,100	247,400	230,600	214,300	197,800	186,200	174,700		
	スリナム(オランダ)	317,500	310,300	303,200	296,100	288,900	271,100	253,300	236,000	218,700	206,000	193,200		
	中近東	イスラエル	342,000	332,500	323,000	313,500	304,000	284,700	265,400	246,300	227,200	214,000	200,700	
		パレスタン	388,400	385,000	381,700	378,300	375,000	354,200	333,300	311,600	290,000	273,200	256,400	
		イラン	342,000	332,500	323,000	313,500	304,000	284,700	265,400	246,300	227,200	214,000	200,700	
イラク		364,900	361,100	357,300	353,500	349,700	330,200	310,700	289,900	269,100	253,500	237,900		
シヨルダン		345,600	338,100	330,600	323,100	315,600	296,000	276,400	257,400	238,300	224,400	210,600		
クウェイト		398,500	393,500	388,500	383,500	378,500	359,000	333,300	311,600	290,000	273,200	256,400		
レバノン		387,100	376,300	365,400	354,500	343,600	321,900	300,000	278,400	256,700	241,600	226,600		
オマーン		373,600	373,200	372,800	372,300	371,900	358,100	344,400	322,700	301,000	283,800	266,600		
カタール		392,500	390,100	387,800	385,400	383,000	363,700	344,400	322,700	301,000	283,800	266,600		
サウディ・アラビア		412,000	406,600	401,200	395,900	390,500	367,400	344,400	322,700	301,000	283,800	266,600		
南イエメン		396,500	393,500	389,800	386,400	383,000	363,700	344,400	322,700	301,000	283,800	266,600		
シリア		372,100	361,700	351,300	340,900	330,500	309,500	288,500	267,700	246,900	232,400	218,000		
トルコ		297,100	288,800	280,600	272,400	264,100	247,400	230,600	214,300	197,800	186,200	174,700		
イエメン		396,500	393,500	389,800	386,400	383,000	363,700	344,400	322,700	301,000	283,800	266,600		
アラブ首長国連邦		401,800	397,700	393,600	389,500	385,400	364,900	344,400	322,700	301,000	283,800	266,600		
アフガニスタン	425,600	414,300	403,000	391,700	380,400	357,100	333,800	311,300	288,800	272,000	255,200			
アジア	ブータン	359,300	351,300	343,300	335,300	327,300	307,400	287,600	268,500	249,400	235,000	220,600		
	ビルマ	293,600	285,800	278,000	270,200	262,400	246,300	230,200	214,600	199,000	187,400	175,900		
	カンボディア	332,000	323,800	315,800	307,300	299,100	281,600	264,000	247,600	231,100	217,800	204,500		
	スリランカ	280,400	273,000	265,600	258,200	250,800	235,000	219,200	203,500	188,000	177,000	166,000		
	バンラデシュ	387,900	378,900	370,000	361,100	352,100	331,200	310,200	290,300	270,400	254,800	239,200		
	インドネシア	308,700	300,400	292,200	284,000	275,700	258,800	241,800	225,300	208,800	196,700	184,600		
	インドネシア	387,100	376,300	365,400	354,500	343,600	321,900	300,000	278,400	256,700	241,600	226,600		
	韓国	312,000	303,400	294,700	286,000	277,300	259,800	242,300	225,000	207,600	195,500	183,300		
	ラオス	380,400	370,500	360,500	350,500	340,500	319,800	299,100	279,200	259,200	244,200	229,200		
	マレーシア	327,000	317,900	308,600	299,700	290,600	272,200	253,800	235,600	217,400	204,700	192,000		
	モルデシア	317,200	309,700	302,300	294,900	287,500	270,200	252,900	236,400	220,000	207,300	194,600		
	ネパール	360,400	352,200	343,900	335,600	327,300	307,400	287,600	268,500	249,400	235,000	220,600		
	パキスタン	323,600	315,000	306,300	297,600	288,900	271,100	253,300	236,000	218,700	206,000	193,200		
	フィリピン	300,500	298,000	293,000	285,500	278,000	265,800	248,500	231,200	213,800	196,500	173,400		
	シンガポール	357,000	347,500	338,000	328,500	319,000	298,200	277,400	256,600	235,800	221,900	208,000		
タイ	312,000	303,400	294,700	286,000	277,300	259,800	242,300	225,000	207,600	195,500	183,300			
グイェトナム	332,000	323,800	315,600	307,300	299,100	281,600	264,000	247,600	231,100	217,800	204,500			
ヨーロッパ	オーストリア	360,600	350,200	339,800	329,400	319,000	298,200	277,400	256,600	235,800	221,900	208,000		
	スイス	405,600	393,900	382,200	370,500	358,800	335,400	312,000	288,600	265,200	249,600	234,000		
	マ・ルタ	311,700	303,600	295,400	287,200	279,100	260,900	242,700	224,500	206,300	194,200	182,000		
	ユーゴスラヴィア	345,600	335,600	325,600	315,600	305,600	285,700	265,800	245,900	226,000	212,700	199,400		
大洋州	オーストラリア	330,500	321,000	311,500	302,000	292,400	273,400	254,300	235,200	216,100	203,400	190,800		
	フィジー	340,500	336,600	332,800	328,900	325,000	306,500	288,000	268,000	248,100	233,700	219,200		
	ナウル	340,500	336,600	332,800	328,900	325,000	306,500	288,000	268,000	248,100	233,700	219,200		
	バヌア・ニューギニア	383,200	375,400	367,600	359,900	352,100	331,200	312,000	290,300	270,400	254,800	239,200		
	トンガ	340,500	336,600	332,800	328,900	325,000	306,500	288,000	268,000	248,100	233,700	219,200		

別表第1 医療専門家

## 在 勤 基 本 手 当

(単位:円)

派遣国	専門家の号	特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号	
		1	2	1	2	1	2			1	2	1	2
アメリカ	レソ	490,000	440,600	429,100	417,500	406,000	394,400	370,000	345,500	321,700	297,800	280,500	263,200
	南アフリカ	410,000	375,600	364,800	353,900	343,100	332,200	310,600	288,900	267,300	245,600	231,200	216,700
	アルジェリア	510,000	465,100	452,100	439,100	426,100	413,100	386,900	360,600	334,600	308,600	290,500	272,400
	リビア	480,000	455,900	448,400	440,800	433,200	425,600	399,700	373,800	348,900	324,000	305,300	286,500
	モロッコ	450,000	397,800	389,200	380,500	371,900	363,200	340,200	317,200	294,500	271,700	255,800	239,900
	スペイン	560,000	534,000	530,900	527,700	524,500	521,300	490,300	459,300	430,100	400,800	377,900	354,900
	チュニジア	450,000	397,800	389,200	380,500	371,900	363,200	340,200	317,200	294,500	271,700	255,800	239,900
	エジプト	500,000	423,200	411,900	405,500	389,100	377,700	354,400	331,000	308,300	285,500	268,900	252,300
	カメルーン	520,000	491,700	486,700	481,700	476,700	471,700	444,200	416,600	389,500	362,400	341,500	320,500
	中央アフリカ	520,000	496,800	493,500	490,100	486,700	483,300	456,900	430,400	403,300	376,200	354,700	333,200
	チャド	480,000	462,000	460,300	460,300	456,900	453,500	435,900	416,600	389,500	362,400	341,500	320,500
	コンゴ	530,000	503,300	495,900	488,400	480,900	473,400	445,000	416,600	389,500	362,400	341,500	320,500
	ガボン	570,000	547,000	540,500	534,200	527,800	521,300	490,300	459,300	430,100	400,800	377,900	354,900
	ボツワナ	490,000	440,600	429,100	417,500	406,000	394,400	370,000	345,500	321,700	297,800	280,500	263,200
	ブルンジ	510,000	490,400	485,000	479,600	474,200	468,700	442,700	416,600	389,500	362,400	341,500	320,500
	ザンビア	520,000	491,200	486,300	481,300	476,300	471,300	443,700	416,600	389,500	362,400	341,500	320,500
	赤道ギニア	480,000	462,000	460,300	458,600	456,900	455,100	435,900	416,600	389,500	362,400	341,500	320,500
	エチオピア	520,000	471,200	459,300	447,400	435,500	423,600	398,500	373,300	349,500	325,600	306,900	288,100
	ガンビア	500,000	479,000	475,700	472,400	469,100	465,700	441,200	416,600	389,500	362,400	341,500	320,500
	ガーナ	560,000	536,600	524,500	512,400	500,300	488,100	459,300	430,400	403,300	376,200	354,700	333,200
	ギニア	570,000	647,000	640,600	634,200	627,800	621,300	590,300	559,300	530,100	500,800	477,900	454,900
	象牙海岸	490,000	467,800	463,500	459,100	454,800	450,400	426,300	402,200	376,200	350,200	330,000	309,700
	ケニア	450,000	390,000	379,200	368,300	357,500	346,600	324,700	302,800	281,200	259,500	244,300	229,100
	リベリア	540,000	517,000	509,800	502,600	495,400	488,100	459,300	430,400	403,300	376,200	354,700	333,200
	マダガスカル	480,000	440,600	429,100	417,500	406,000	394,400	370,000	345,500	321,700	297,800	280,500	263,200
	マラウイ	470,000	443,300	434,800	426,200	417,700	409,100	384,300	359,400	335,600	311,700	293,700	275,700
	モーリタニア	560,000	518,400	507,200	495,900	484,700	473,400	445,000	416,600	389,500	362,400	341,500	320,500
	モーリシャス	480,000	440,600	429,100	417,500	406,000	394,400	370,000	345,500	321,700	297,800	280,500	263,200
	ニジェール	540,000	508,400	499,700	490,900	482,200	473,400	445,000	416,600	389,500	362,400	341,500	320,500
	ナイジェリア	560,000	536,500	529,100	521,600	514,100	506,600	476,100	445,500	416,300	387,000	364,600	342,200
	ルワンダ	580,000	523,500	511,000	498,500	486,000	473,400	445,000	416,600	389,500	362,400	341,500	320,500
	セネガル	540,000	514,300	505,100	495,900	486,700	477,400	447,600	417,700	388,500	359,200	338,300	317,300
	シエラ・レオネ	560,000	518,400	507,200	495,900	484,700	473,400	445,000	416,600	389,500	362,400	341,500	320,500
	ソマリア	490,000	467,800	463,500	459,100	454,800	450,400	426,300	402,200	376,200	350,200	330,000	309,700
	スワジランド	490,000	440,600	429,100	417,500	406,000	394,400	370,000	345,500	321,700	297,800	280,500	263,200
	トーゴ	540,000	508,400	499,700	490,900	482,200	473,400	445,000	416,600	389,500	362,400	341,500	320,500
	ウガンダ	540,000	475,500	463,100	450,600	438,100	425,600	399,700	373,800	348,900	324,000	305,300	286,500
	タンザニア	480,000	340,400	420,400	410,400	400,400	390,300	367,400	344,400	322,800	301,100	283,800	266,400
	上ウガンダ	540,000	508,400	499,700	490,900	482,200	473,400	445,000	416,600	389,500	362,400	341,500	320,500
	ザンビア	480,000	431,500	421,800	412,000	402,200	392,400	368,700	344,900	322,200	299,400	282,100	264,800
中南米	アルゼンティン	400,000	365,300	357,000	348,600	340,300	331,900	313,400	294,900	272,300	249,700	234,600	219,500
	ボリビア	420,000	399,900	393,400	386,900	380,400	373,800	351,900	330,000	309,400	288,800	272,200	255,600
	ブラジル	410,000	371,300	361,000	350,700	340,400	330,100	309,300	288,400	267,800	247,200	232,800	218,300
	チリ	440,000	375,600	364,800	353,900	343,100	332,200	310,600	288,900	267,300	245,600	231,200	216,700
	コロンビア	370,000	327,400	319,800	312,100	304,500	296,800	276,200	259,500	241,100	222,700	209,700	196,600
	エクアドル	410,000	361,600	353,200	344,800	336,400	327,900	307,800	287,700	268,200	248,700	234,300	219,800
	メキシコ	410,000	375,600	364,800	353,900	343,100	332,200	310,600	288,900	267,300	245,600	231,200	216,700
	パラグアイ	440,000	388,700	378,200	367,700	357,200	346,600	324,700	302,800	281,200	259,500	244,300	229,100
	ペルー	420,000	375,600	364,800	353,900	343,100	332,200	310,600	288,900	267,300	245,600	231,200	216,700
	ウルグアイ	440,000	375,600	364,800	353,900	343,100	332,200	310,600	288,900	267,300	245,600	231,200	216,700
	ヴェネズエラ	440,000	415,700	410,400	405,100	399,800	394,500	370,600	346,700	320,700	294,700	277,400	260,000
	コスタ・リカ	420,000	372,300	362,300	352,300	342,300	332,200	310,600	288,900	267,300	245,600	231,200	216,700
	エル・サルヴァドル	420,000	372,300	362,300	352,300	342,300	332,200	310,600	288,900	267,300	245,600	231,200	216,700

派遣国	専門家の号	特号		1号		2号		3号	4号	5号		6号		
		1	2	1	2	1	2			1	2	1	2	
														1
中南米	グアテマラ	40000	362500	354500	346400	338300	330100	302300	288400	267800	247200	232800	218300	
	ホンデュラス	380000	345000	337100	329200	321300	313400	293700	273900	254400	234900	221200	207400	
	ニカラグア	450000	404500	393700	382800	372000	361100	338900	316600	295000	273300	257400	241500	
	パルバドス	440000	396800	387900	379000	370100	361100	338900	316600	295000	273300	257400	241500	
	キューバ	480000	431900	422600	413200	403800	394400	370000	345500	321700	297800	208500	263200	
	ドミニカ共和国	420000	381200	373100	365000	356900	348800	326100	303300	280600	257800	242700	227500	
	ハイチ	470000	419200	408400	397500	386700	375800	353200	330500	308900	287200	270600	254000	
	ジャマイカ	460000	396800	387900	379000	370100	361100	338900	316600	295000	273300	257400	241500	
	トリニダード・トバゴ	440000	396800	387900	379000	370100	361100	338900	316600	295000	273300	257400	241500	
	ガイアナ	460000	396800	387900	379000	370100	361100	338900	316600	295000	273300	257400	241500	
	パナマ	400000	362500	354500	346400	338300	330100	302300	288400	267800	247200	232800	218300	
	スリナム (オランダ)	460000	396800	387900	379000	370100	361100	338900	316600	295000	273300	257400	241500	
	中近東	イスラエル	480000	427500	415600	403700	391800	379900	355800	331700	307900	284000	267400	250800
		バハレーン	510000	485400	481300	477100	472900	468700	442700	416600	389500	362400	341500	320500
		イラン	470000	427500	415600	403700	391800	379900	355800	331700	307900	284000	267400	250800
イラク		480000	456100	451400	446600	441900	437100	412700	388300	362300	336300	316800	297300	
シリア		470000	431900	422600	413200	403800	394400	370000	345500	321700	297800	280500	263200	
クウェート		530000	498100	491900	485600	479400	473100	444900	416600	389500	362400	341500	320500	
レバノン		570000	483800	470300	456800	443300	429700	402400	375000	347900	320800	302000	283200	
オマーン		480000	467000	466500	465900	465400	464800	447600	430400	403300	376200	354700	333200	
カタール		510000	490600	487700	484700	481700	478700	454600	430400	403300	376200	354700	333200	
サウディ・アラビア		540000	514900	508200	501500	494800	488100	459300	430400	403300	376200	354700	333200	
南イエメン		520000	495600	491400	487200	483000	478700	454600	430400	403300	376200	354700	333200	
シリア		540000	465100	452100	439100	426100	413100	386900	360500	334600	308600	290500	272400	
トルコ		440000	371300	361000	350700	340400	330100	309300	288400	267800	247200	232800	218300	
イエメン		520000	495600	491400	487200	483000	478700	454600	430400	403300	376200	354700	333200	
アラブ首長国連邦		520000	502200	497100	492000	486900	481700	456100	430400	403300	376200	354700	333200	
アフガニスタン	570000	531900	517800	503700	489600	475500	446400	417200	389100	360900	340000	319000		
アジア	ブータン	480000	449100	439100	429100	419100	409100	364300	359400	335600	311700	293700	275700	
	ビルマ	410000	366900	357200	347400	337700	327900	307800	287700	268200	248700	234300	219800	
	カンボディア	460000	415000	404700	394400	384100	373800	351900	330000	309400	288800	272200	255600	
	スリランカ	380000	350500	341300	332000	322700	313400	293700	273900	254400	234900	221200	207400	
	バングラデシュ	520000	484800	473700	462500	451300	440100	413900	387700	362800	337900	318400	298900	
	インド	450000	385800	375500	365200	354900	344600	323400	302200	281600	261000	245900	230700	
	インドネシア	560000	483800	470300	456800	443300	429700	402400	375000	347900	320800	302000	283200	
	韓国	460000	390000	379200	368300	357500	346600	346600	323400	302800	281200	259500	244300	
	ラオス	520000	475500	463100	450600	438100	425600	399700	373800	348900	324000	305300	286500	
	マレーシア	470000	408700	397400	386000	374600	363200	340200	317200	294500	271700	255800	239900	
	モルディブ	440000	396400	387200	377900	368600	359300	337700	316100	295500	274900	259100	243200	
	ネパール	480000	450500	440200	429800	419500	409100	384300	359400	335600	311700	293700	275700	
	パキスタン	450000	404500	393700	382800	372000	361100	338900	316600	295000	273300	257400	241500	
	フィリピン	440000	375600	364800	353900	343100	332200	310600	288900	267300	245600	231200	216700	
	シンガポール	480000	446200	434400	422500	410600	398700	372700	346700	320700	294700	277400	260000	
タイ	460000	390000	379200	368300	357500	346600	324700	302800	281200	259500	244300	229100		
ウエイトナム	460000	415000	404700	394400	384100	373800	351900	330000	309400	288800	272200	255600		
ヨーロッパ	オーストリア	510000	450700	437700	424700	411700	398700	372700	346700	320700	294700	277400	260000	
	スイス	600000	507000	492400	477800	463200	448500	419300	390000	360800	351500	312000	292500	
	マルタ	440000	389600	379400	369200	359000	348800	326100	303300	280600	257800	242700	227500	
	ユーゴスラヴィア	480000	431900	419500	407000	394500	382000	357100	332200	307300	282400	265800	249200	
	オーストラリア	460000	413100	401200	389300	377400	365500	341700	317800	294000	270100	254300	238400	
太平洋	フィジー	450000	425600	420800	415900	411000	406200	383100	359900	335000	310100	292100	274000	
	ナウル	450000	425600	420800	415900	411000	406200	383100	359900	335000	310100	292100	274000	
	バブア・ニューギニア	570000	478900	469200	459500	449800	440100	413900	387700	362800	337900	318400	298900	
	トンガ	450000	425600	420800	415900	411000	406200	383100	359900	335000	310100	292100	274000	
	西サモア	450000	425600	420800	415900	411000	406200	383100	359900	335000	310100	292100	274000	

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達を、次のとおり定める。

昭和53年5月15日

国際協力事業団  
総裁 法 眼 晋 作

国協達第9号

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達

専門家の派遣手当等支給基準（昭和52年国協達第21号）の一部を、次のように改正する。

第42条第1項を次のように改める。

第42条 派遣手当等を支給する場合において、その支給額に円又は米国外貨の最小単位に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2を次のように改める。

住居手当限度額表

(単位 米ドル)

任 国	専門家の号	特		号 1		号 2		号 3		号 4		号 5		号 6		号	
		1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2		
																	1
アフリカ	セント	418	325	311	296	282	268	250	232	215	198	198	198	198	198	198	198
	南アフリカ	656	510	487	464	442	419	392	364	337	310	310	310	310	310	310	310
	アルジェリア	2,055	2,055	1,963	1,872	1,780	1,689	1,578	1,468	1,358	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249
	リビア	1,262	981	937	894	850	806	754	701	649	596	596	596	596	596	596	596
	モロッコ	804	626	598	570	542	514	481	447	414	380	380	380	380	380	380	380
	スーダン	1,200	933	892	850	808	767	717	667	617	567	567	567	567	567	567	567
	チュニジア	967	752	718	685	651	618	577	537	497	457	457	457	457	457	457	457
	エジプト	1,165	907	866	826	785	744	696	648	599	551	551	551	551	551	551	551
	カメルーン	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	エチオピア	3,775	2,936	2,805	2,674	2,543	2,412	2,254	2,097	1,940	1,783	1,783	1,783	1,783	1,783	1,783	1,783
	チャド	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	コンゴ	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	ガボン	1,376	1,071	1,023	975	927	879	822	765	708	650	650	650	650	650	650	650
	ボツワナ	445	347	331	316	300	284	266	248	229	211	211	211	211	211	211	211
	ブルンジ	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	ザンビア	2,608	2,035	1,944	1,853	1,762	1,671	1,561	1,452	1,344	1,237	1,237	1,237	1,237	1,237	1,237	1,237
	赤道ギニア	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	エチオピア	770	599	573	546	519	492	460	428	396	364	364	364	364	364	364	364
	ガンビア	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	ガーナ	1,043	812	775	739	703	667	623	580	536	492	492	492	492	492	492	492
	ギニア	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	コートジボワール	1,631	1,631	1,558	1,485	1,412	1,340	1,252	1,165	1,078	990	990	990	990	990	990	990
	ケニア	998	776	742	707	673	638	596	555	513	472	472	472	472	472	472	472
	リベリア	692	538	514	490	466	442	413	384	356	327	327	327	327	327	327	327
	マダガスカル	607	472	451	430	409	388	363	337	312	287	287	287	287	287	287	287
	マラウイ	568	442	422	402	383	363	339	316	292	268	268	268	268	268	268	268
	マリ	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	モーリタニア	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	モーリシャス	540	420	402	383	364	345	323	300	278	256	256	256	256	256	256	256
	ニジェール	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388
	ナイジェリア	715	556	531	506	481	456	427	397	368	338	338	338	338	338	338	338
	ルワンダ	1,130	881	838	799	762	723	675	627	576	536	536	536	536	536	536	536
セネガル	631	491	469	447	426	404	377	351	325	298	298	298	298	298	298	298	
シエラレオネ	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388	
ソマリア	594	462	441	421	400	380	355	330	305	280	280	280	280	280	280	280	
スワジランド	418	325	311	296	282	268	250	232	215	198	198	198	198	198	198	198	
トーゴ	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388	
ウガンダ	508	396	378	360	343	325	304	283	262	240	240	240	240	240	240	240	
タンザニア	476	370	354	337	321	304	284	264	245	225	225	225	225	225	225	225	
オーストラリア	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	388	
ザンビア	568	469	449	428	407	387	355	323	289	255	255	255	255	255	255	255	
中南米	アルゼンチン	595	463	442	422	401	380	356	331	306	281	281	281	281	281	281	
	ボリビア	659	512	490	467	444	421	394	366	338	311	311	311	311	311	311	
	ブラジル	749	583	557	531	505	479	448	416	385	354	354	354	354	354	354	
	チリ	884	688	658	627	596	565	528	492	455	418	418	418	418	418	418	
	コロンビア	628	488	467	445	423	401	375	349	323	297	297	297	297	297	297	
	エクアドル	544	423	404	385	366	348	325	302	279	256	256	256	256	256	256	
	メキシコ	776	604	577	550	523	496	464	432	399	367	367	367	367	367	367	
	パラグアイ	668	520	497	474	451	428	400	372	344	316	316	316	316	316	316	
	ペルー	778	605	578	551	524	497	465	432	400	368	368	368	368	368	368	
	ウルグアイ	481	375	358	341	324	308	288	268	248	228	228	228	228	228	228	
ヴェネズエラ	1,296	1,008	963	918	873	828	774	720	666	612	612	612	612	612	612		
コスタリカ	844	656	627	598	569	540	504	469	434	399	399	399	399	399	399		
エルサルバドル	644	501	479	456	434	412	385	358	334	304	304	304	304	304	304		

(単位 米ドル)

任 国	専門家の号	特 号		1 号		2 号		3 号		4 号		5 号		6 号		
		1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2			
		1		2		1		2		1		2		1		2
中 南 米	グアテマラ	604	470	449	428	407	386	361	336	310	285	285	285	285	285	
	ホンデュラス	544	424	405	386	367	348	326	303	280	257	257	257	257	257	
	ニカラグア	1312	1,020	975	930	884	839	784	729	674	620	620	620	620	620	
	パルバドス	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307	
	キューバ	751	584	558	532	506	480	448	417	386	355	355	355	355	355	
	ドミニカ	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307	
	ハイチ	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307	
	ジャマイカ	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307	
	トリニダードトバゴ	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307	
	ガイアナ	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307	
	パナマ	589	459	438	418	397	376	352	328	303	279	279	279	279	279	
	スリナム	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307	
	中 近 東	イスラエル	652	507	484	462	439	416	389	362	335	308	308	308	308	308
		パレチン	868	675	645	614	584	554	518	482	446	410	410	410	410	410
		イラン	2,718	2,114	2,020	1,925	1,831	1,737	1,623	1,510	1,397	1,283	1,283	1,283	1,283	1,283
		イラク	2,067	2,067	1,975	1,882	1,790	1,698	1,587	1,476	1,366	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255
		ヨルダン	2,559	2,559	2,445	2,331	2,217	2,103	1,965	1,828	1,691	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
クウェート		1,947	1,947	1,860	1,773	1,686	1,600	1,495	1,391	1,286	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	
レバノン		1,060	824	788	751	714	678	633	589	545	501	501	501	501	501	
オーマン		1,686	1,686	1,611	1,536	1,460	1,385	1,295	1,204	1,114	1,024	1,024	1,024	1,024	1,024	
カタール		4,279	4,279	4,088	3,897	3,706	3,515	3,286	3,056	2,827	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	
サウジアラビア		5,956	5,956	5,690	5,424	5,157	4,891	4,573	4,254	3,936	3,617	3,617	3,617	3,617	3,617	
イエメン		1,686	1,686	1,611	1,536	1,460	1,385	1,295	1,204	1,114	1,024	1,024	1,024	1,024	1,024	
アラブ共和国		1,854	1,442	1,378	1,313	1,249	1,184	1,107	1,030	953	876	876	876	876	876	
トルコ		708	551	526	502	477	453	423	394	364	335	335	335	335	335	
アラブ長国		1,686	1,686	1,611	1,536	1,460	1,385	1,295	1,204	1,114	1,024	1,024	1,024	1,024	1,024	
アフガニスタン		3,387	3,387	3,235	3,084	2,933	2,782	2,601	2,419	2,238	2,056	2,056	2,056	2,056	2,056	
アフガニスタン		836	650	621	592	563	534	499	463	430	395	395	395	395	395	
ア ジ ア		ブータン	412	320	306	292	278	264	246	229	212	195	195	195	195	195
	ビルマ	624	485	464	442	420	399	373	347	321	295	295	295	295	295	
	カンボディア	634	493	471	449	427	405	379	352	326	300	300	300	300	300	
	スリランカ	779	606	579	552	525	498	466	433	401	368	368	368	368	368	
	バンラディシュ	924	718	686	654	622	590	552	513	475	436	436	436	436	436	
	インド	540	420	402	383	364	345	323	300	278	256	256	256	256	256	
	インドネシア	1,304	1,014	969	924	878	833	779	724	670	616	616	616	616	616	
	大韓民国	623	484	463	441	420	398	372	346	320	294	294	294	294	294	
	ラオス	508	396	378	360	343	325	304	283	262	240	240	240	240	240	
	マレーシア	755	580	554	526	502	476	445	414	383	352	352	352	352	352	
	モルディブ	412	320	306	292	278	264	246	229	212	195	195	195	195	195	
	ネパール	474	369	353	336	319	303	283	264	244	224	224	224	224	224	
	パキスタン	623	484	463	441	420	398	372	346	320	294	294	294	294	294	
	フィリピン	961	748	714	681	647	614	574	534	494	454	454	454	454	454	
	シンガポール	984	766	731	697	663	629	588	546	506	465	465	465	465	465	
	タイ	641	499	477	454	432	410	383	356	330	303	303	303	303	303	
	ヴェトナム	733	571	545	520	494	468	438	408	377	347	347	347	347	347	
ヨーロッパ	オーストリア	947	737	704	671	638	606	566	527	487	448	448	448	448	448	
	スイス	973	757	723	689	655	622	581	541	500	460	460	460	460	460	
	マルタ	487	379	362	345	328	312	291	271	250	230	230	230	230	230	
	ユーゴスラビア	775	603	576	549	522	496	463	431	398	366	366	366	366	366	
	オーストラリア	617	480	459	437	416	395	369	343	317	291	291	291	291	291	
大 洋 州	フィジー	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275	275	275	
	ナウル	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275	275	275	
	バブアニューギニア	1,192	927	885	844	802	761	712	662	613	563	563	563	563	563	
	トンガ	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275	275	275	
	西サモア	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275	275	275	

別紙

1. 在勤基本手当（月額）

（単位 円）

特号	1号		2号		3号	4号	5号		6号		
	1	2	1	2			1	2	1	2	
368000	345,600	335,600	325,600	315,600	305,600	285,700	265,800	245,900	226,000	212,700	199,400

2. 住居手当の限度額（月額）

（単位 米ドル）

特号	1号		2号		3号	4号	5号		6号	
	1	2	1	2			1	2	1	2
729	684	653	623	592	525	488	452	416	416	416

昭和53年4月15日  
通達（総）第30号

関係各部長殿

総 裁

太平洋諸島アメリカ信託統治領に派遣する  
専門家の在勤基本手当及び住居手当の限度  
額について

標記に関し、別紙のとおり定め、昭和53年6月1日から適用す  
る。

別紙

1. 在勤基本手当（月額）

特号	1号		2号		3号	4号	5号		6号								
	1	2	1	2			1	2	1	2							
1	2	1	2	1	2	352000	300,500	291,800	283,100	274,400	265,800	248,400	231,100	213,800	196,500	185,000	173,400

（単位 円）

2. 住居手当の限度額（月額）

特号	1号		2号		3号	4号	5号		6号							
	1	2	1	2			1	2	1	2						
1	2	1	2	1	2	400	400	380	360	340	320	300	280	264	248	248

（単位 米国ドル）

昭和53年5月15日  
通達（総）第29号

関係各部長殿

総 裁

アジア蔬菜センターに派遣する専門家の在勤  
基本手当及び住居手当の限度額について

標記に関し、別紙のとおり定め、昭和53年6月1日から適用  
する。



昭和53年5月31日  
通達(総)第35号

関係各部長 殿

総 裁

専門家の事業団借上げ住宅実施細則の  
一部改正について

専門家の事業団借上げ住宅実施細則(昭和53年通達(総)第  
11号)の一部を、次のように改める。

別表中「バン格拉デシュ | ヴツカ地域」の次に「ビルマ | 全域」  
を加える。

附 則

この通達は制定の日から施行し、昭和53年4月1日から適用  
する。

昭和53年5月25日

専門家の事業団借上げ住宅制度について(趣旨)

総務部  
技術者管理課

従来、事業団では専門家からの要請に基づき便宜的に住居手当の一括前払いを行ってきたが、給与の前払いについては、法令上の問題もあり、昭和52年度からは住居手当の一括前払いを行わないこととした。

このため、家賃の前払いが慣行となつている等の地域に派遣される専門家に対する家賃の前払い問題を解決するため、また、あわせて特に住宅家賃が高く現行住居手当制度限度内での実費支給では自己負担を余儀なくさせられる専門家の救済を図るため、当該地域(特殊区域)の専門家が住宅を借り上げた場合、一定の要件を充す住宅を事業団の借上げ住宅として認定することにより、当該住宅の家賃を事業団が負担(これにより当該専門家に対しては、住居手当に替えて家賃相当額を事業団負担金として支払うこととなり、前払い及び住居手当限度額を上回る費用負担が可能となる。)する「事業団借上げ住宅制度」を発足させることとした。

なお、事業団借上げ住宅制度をとる場合、事業団派遣職員の場合

と同じく、事業団が住宅を借上げ専門家にその住宅を貸与する方式が考えられるが、専門家の場合、誰が契約当事者となるか(特に海外事務所非所在国の場合)、派遣業務の特殊性に伴い住宅管理上の困難が多い等の理由により、従来の専門家住居手当制度の延長線上でとらえ、専門家が借上げた住宅を事業団借上げ住宅として認定し、必要な家賃を事業団が負担する制度をとることとした。

本制度の概要は下記のとおりである。

記

1 特殊区域の指定

原則として6カ月以上の家賃の前払いが慣行となつている地域又は家賃が著しく高い地域(住居手当の限度額の125%を超える等の地域)を特殊区域として指定し、その指定区域内に勤務する専門家を対象とする。

2 認定の要件

特殊区域に勤務する専門家が住宅を借上げた場合に専門家からの認定申請に基づき、その内容が次の要件を具備する場合に当該住宅を借上げ住宅として認定する。

(1) 住宅の規模等が外務公務員等の住宅との均衡上適切であること。

(2) 6ヶ月以上の前払い家賃が必要であること又は家賃の額が当該専門家の住居手当限度額を超えていること。

(3) 契約期間中、賃借人の交替が認められる等、賃借契約書の内容が借上げ住宅として利用可能な条件になつていること。

3. 借上げ（認定）住宅に対する事業団の負担額

事業団は次に定める額の範囲内で事業団借上げ（認定）住宅の家賃相当額を負担することとしている。

住居手当の限度額の100分の125を乗じた額（家賃負担限度額）。ただし、家賃が家賃負担限度額を超える場合は、家賃負担限度額に超過額の2分の1相当額（この額が専門家の在勤基本手当の5%を上回るときは、超過額から専門家の在勤基本手当の5%相当額を差し引いた額とする。）を加算した額

専門家の事業団借上げ住宅に関する達を次のとおり定める。

昭和53年3月31日

国際協力事業団  
総裁 法眼 晋作

国協達第8号

専門家の事業団借上げ住宅に関する達

(目的)

第1条 この達は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が派遣する専門家の住宅事情が特殊な居住地における事業団借上げ住宅に関する事項について定めるものとする。

(特殊区域の指定)

第2条 事業団は、専門家(専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第21号。以下「基準」という。)第2条第1号に定める者をいう、以下同じ。)の居住地における住宅事情が劣悪で、住宅の家賃が基準に定める住居手当の限度額を著しく超える等の事情がある場合に当該事情を勘案し、当該居住地を特殊区域として別に指定することができる。

(借上げ住宅の認定)

第3条 事業団は、特殊区域として指定された地において、任国政

府等から住宅が提供されないため住宅を借上げた専門家から申請があつた場合は、当該申請の内容が次の各号の要件を具備する場合に限り、当該専門家の借上げ住宅を事業団借上げ住宅として認定することができる。

- (1) 当該住宅の規模等が、在外公館に勤務する外務公務員等との均衡からみて適当であると認められる場合
- (2) 当該住宅の家賃が当該専門家に係る住居手当限度額を超える場合又は家賃につき原則として6月以上の前払いが必要な場合
- (3) 当該住宅に係る賃貸借契約(以下「契約」という。)が次に掲げる要件を具備するものである場合

イ 原則として契約期間が1年以上であること。

ロ 契約期間中は、家賃に変動がないこと。ただし、当該地の特殊性により、総裁がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

ハ 原則として、契約期間中において、使用者の交替が認められるものであり、かつ、この場合において、契約条件に変更がないこと。

ニ やむを得ない事情によつて契約期間満了後も引き続き借上げの必要が生じた場合は、原則として契約の更改が可能であること。

(家賃の負担)

第4条 事業団は、前条の規定に基づき事業団借上げ住宅として認

定した住宅に居住する専門家に対し、別に定める額の限度内でその家賃相当額を負担する。

(住居手当との関係) 専門家の派遣先が住宅を借上る場合(昭和5条) 事業団は、事業団借上げ住宅として認定された住宅に居住する専門家に対しては、基準第12条の規定に基づく住居手当を支給しない。別に定める特例等は、別表のとおりとする。

#### 附 則

1. この達は、昭和53年3月31日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。住宅認定細則(第6第1号)により、昭和52年4月1日から適用する。
2. 専門家住居手当の支給に関する特例を定める達(昭和47年海技協達第19号)は廃止する。別に定める額は、7月1日より施行する。
3. 専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第21号)の一部を次のように改正する。  
第13条を次のように改める。  
第13条 前条に規定する借上げ住宅の敷借が借上り借上り貸付を以てこの達の施行の日において現に派遣中の専門家であつて、住居手当の前払いを受けている者の住宅については、当該住宅に係る賃貸借契約の締結日(締結日が昭和52年4月1日前であるときは昭和52年4月1日)に第3条の規定による事業団借上げ住宅の認定があつたものとみなす。この場合において、当該前払期間

第4条 専門家の派遣先が住宅を借上る場合(昭和52年4月1日以降の期間に係るものに限る。)については、当該前払期間の住居手当の支給額をもつて第4条に規定する事業団の負担とみなす。

別 紙

専門家の事業団借上げ住宅実施細則

第1条 この細則は、専門家の事業団借上げ住宅に関する達（昭和53年国協達第8号。以下「達」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2条 達第2条に定める特殊区域は、別表のとおりとする。

第3条 事業団借上げ住宅の認定を受けようとする専門家は、事業団借上げ住宅認定申請書（様式第1号）に賃貸借契約書の写を添えて総裁に提出するものとする。

第4条 総裁は、事業団借上げ住宅の認定を行つた場合は、遅滞なく、事業団借上げ住宅認定通知書（様式第2号）により、専門家に通知するものとする。

第5条 達第4条に規定する別に定める額は、1月につき専門家の派遣手当等支給基準（昭和52年国協達第21号。以下「基準」という。）別表第2に掲げる当該専門家の住居手当の限度額に100分の125を乗じた額（以下「家賃負担限度額」という。）とする。ただし、当該借上げ住宅の家賃が家賃負担限度額を超える場合は、家賃負担限度額に、その超えた額（以下「超過額」という。）の2分の1に相当する額（その額が基準別表第1に掲げる当該専門家の在勤基本手当に100分の5を乗じた額を超えるときは、超過額から当該専門家の在勤基本手当の100分の5に相当する額を減じた額）を加算した額とする。

第6条 専門家の派遣手当等支給細則（昭和52年通達（総）第48号）第7条第2項第1号から第3号までに掲げる額は、達第4条の家賃の額に含めることができる。

附 則

1. この通達は、昭和53年3月31日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
2. 「専門家住居手当特例地域における同手当支給方法の改訂について（昭和48年通達（総）第14号）」及び「専門家住居手当支給に関する特例措置について（昭和50年通達（総）第27号）」は廃止する。

別 表

国 名	区 域
インドネシア	全 域
ラ オ ス	ヴィエンチャン区域
バングラデシュ	ダッカ区域
サウディ・アラビア	全 域
シ リ ア	全 域
アラブ首長国連邦	全 域
イ ラ ク	バグダッド区域
ザ イ ー ル	キンシャサ区域
象 牙 海 岸	アビジャン区域
タ ン ザ ニ ア	ダレサラム区域及びザンジバル区域
リ ベ リ ア	全 域

昭和53年3月31日  
通達(総)第11号

関係各部長 殿

総 裁

専門家の事業団借上げ住宅実施細則の制定について

専門家の事業団借上げ住宅に関する達の制定に伴い事業団借上げ  
住宅実施細則を別紙のとおり定める。

(第12号)

事業団借上げ住宅認定通知書

昭和 年 月 日

殿

国際協力事業団  
総 裁

「専門家の事業団借上げ住宅に関する達」に基づき、貴殿の借上住宅を事業団借上げ住宅と認定し、当該住宅に係る家賃を下記の  
とおり負担致します。

記

事業団家賃負担月額

\_\_\_\_\_米ドル

1の支給期間

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで

一括前払い金額

\_\_\_\_\_米ドル

(昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで  
の事業団家賃負担金分)

そ の 他



昭和53年5月31日  
通達(総)第36号

関係各部長殿

総務部長

専門家の事業団借上げ住宅に係る認定手続等  
について

専門家の事業団借上げ住宅制度は、専門家の事業団借上げ住宅実施細則(昭和53年通達(総)第11号。以下「細則」という。)の別表に掲げる特殊区域に派遣されている専門家が、自己の借上げた住宅について事業団の借上げ住宅として認定を受けるため申請した場合において、当該申請の内容が専門家の事業団借上げ住宅に関する達(昭和53年国協達第8号。以下「達」という。)第3条に定める要件を具備するときに限り、当該住宅を事業団借上げ住宅として認定し、当該住宅に係る経費を事業団が負担しようとするものである。

本制度の狙いは、①家賃の一括前払いが慣行の地における一括前払いを可能とすること②家賃が住居手当限度額を著しく超える場合にその救済を図ること(従来インドネシア等家賃が住居手当限度額

を著しく超えている地にその都度認めてきた特例措置は不要となる。)の2点にある。

従つて、事業団借上げ住宅の認定及び事業団負担金の決定にあつては達及び細則並びに下記に定めるところにより、適正かつ円滑な事務処理を行うよう管下職員に周知されたい。

記

1. 事業団借上げ住宅の認定及び事業団負担金の決定手順は次のとおりとする。
  - (1) 住宅の決定(専門家による)
  - (2) 事業団借上げ住宅の認定申請(専門家による事業団借上げ住宅認定申請書(以下「認定申請書」という。)の提出)
  - (3) 事業団借上げ住宅の認定及び事業団負担金の額の決定((2)を添付して決裁を受ける。)
  - (4) 事業団借上げ住宅認定の通知(専門家に対する事業団借上げ住宅認定通知書(以下「認定通知書」という。)の発行)
  - (5) 事業団負担金の支払い(専門家に対して)

(注) 専門家が特殊区域において借上げた住宅について、6カ月以上の家賃の前払いを必要とせず、かつ、その家賃の額が住居手当限度額以内のときは、達第3条の認定要件を具備しないこととなるので当該認定申請書をもつて住居手当認定申請書とみなし、一般の住居手当認定手順によつて処理することとする。

## 2. 事業団負担金の額

上記ノ一(3)において事業団借上げ住宅として認定した住宅に対する事業団負担金の額は、細則第4条に規定する事業団家賃負担額の限度内における家賃の実費相当額であるが、その額が次の表に定める事業団認定基準額を超える場合は事業団借上げ住宅の制度の趣旨にかんがみ事業団認定基準額をもつて事業団負担金の額とすることとする。

特殊区域		事業団認定基準額
インドネシア	全域	住居手当限度額相当額(ただし、ジャカルタについては住居手当限度額の125%相当額)
ラオス	ヴィエンチヤン区	住居手当限度額相当額
バングラデシュ	ダツカ区域	〃
ビルマ	全域	〃
サウディ・アラビア	全域	家賃実費額から在勤基本手当の5%相当額を差引いた額
シリア	全域	住居手当限度額相当額
アラブ首長国連邦	全域	〃
イラク	バグダッド区域	〃
ザール	キンシャサ区域	家賃実費額から在勤基本手当の5%相当額を差引いた額
象牙海岸	アビジャン区域	住居手当限度額相当額
タンザニア	ダルエスサラーム区域及びザンザール区域	〃
リベリア	全域	〃

## 3. 事業団負担金の支払い

- (1) 住宅を決定するために前払い金が必要でない場合は上記ノ一(5)の事業団負担金の支払いは一般の住居手当と同様、定期送金をする。
- (2) 住宅を決定するために前払い金が必要な場合は、専門家より借上げようとする住宅の家賃月額、契約期間及び前払い期間を明らかにした文書(電信等)にて仮に認定申請させ、当該文書の写しを添付した決裁により仮に認定を行い、上記2に定める事業団負担額を前払い(送金)する。

認定申請書の提出をまつて、上記ノ一に定める手順により正式認定をおこない前払い送金額を精算することとする。

証 明 欄

昭和 年 月 日 (職名・氏名)
---------------------

(事業団海外事務所・在外公館)

住 宅 調 書

(最終頁の記載上の注意を読んで正確に記入のこと。)

I 入 居 住 宅

1 住宅形態	1.独立家屋 2.集合住宅(階建の階) 3.ホテル 4.その他
2 契約月日	昭和 年 月 日
3 契約期間	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日
4 入居月日	昭和 年 月 日
5 住 所	   (電話)

II 家賃等の状況

1 家賃(必ず領収書を添付のこと。)

月額家賃(現地通貨)	
前払の必要性(有・無)	有の場合: 年 月相当分

2 権利金・礼金等(家主に支払った権利金等で契約終了の際に返済されないものについて記入。必ず契約書の写等を添付のこと。)

内 訳	金 額(現地通貨)

3 車庫賃借料(住宅の一部に車庫の設備がない場合は車庫の賃借料が家賃に含まれない場合に記入。必ず契約書の写等を添付のこと。)

契約期間	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	賃借料月額(現地通貨)
------	---------------------	-------------

(様式第1号)

事業団借  
上げ住宅用

申請年月日 昭和 年 月 日

担 当

部 課  
(担当者名)

(事業団で記入)

### 事業団借上げ住宅認定申請書

国際協力事業団総裁 殿

氏 名	④ 扶養親族数	人
任 国		
派遣期間	昭和 年 月 日～昭和 年 月 日	
専門家の号	, 号	

住宅等の状況について別紙調書のとおり報告いたしますので、事業団借上げ住宅の認定をお願いいたします。

申請理由     住居決定    契約更新    転   居  
               家賃の改定    その他(            )

4. 設備賃借料及び購入費（設備を借上げた場合及び購入した場合に記入。必ず契約書の写し又は領収書を添付のこと。）

（現地通貨）

内 容	借上げた場合※1	購入した場合	付帯工事費※2		
	賃借料	購入費			
台所設備					
浴室設備					
便所設備					
冷・暖房設備					
給電設備					
給水設備					
事業団記入	合計	(a)	(b)	(c)	(a)+(b)+(c)

※1 賃借料については、調理台、流し、冷蔵庫、レンジ、コンロ、オーブン等の加熱器具、冷房器具及び暖房器具を賃借したときのみ記入のこと。

※2 付帯工事費は設備を借上げた場合又は購入した場合の設備の付帯工事費について記入のこと。

III 任国政府等からの現金の提供（住居手当に相当する現金供与のある場合のみ記入。）

提供期間	昭和 年 月 日～昭和 年 月 日	金額（月額、現地通貨）
参考事項		

IV 通貨交換率（賃貸契約日における交換率を記入のこと。）

（現地通貨）	=	（米国内貨）
		1ドル

V 住宅等の状況（契約更新等の場合で、前に住宅調査を提出しているときでも、必ず記入のこと。）

環境 日照、騒音、 水はけ、周 囲の道路、 臭気、その 他安全衛生 等の状況等	良	不良又は特記事項のある場合は、その内容を記すこと。	事業団 で記入
	普通	不良	
住 宅 の 構 造	面積	敷地（独立家 屋のみ）（㎡）・建物（共同住宅の場 合は居住面積）（㎡）	
	寝 室	室数は（ ）室	
	台 所	（有・無）	
	食 事 室	（有・無）	
	居 間	（有・無）	
	浴 室	（有・無） 設備内容（あるものに○印） （給湯設備・シャワー・浴槽）	
	洗 面 所	（有・無）	
	使 所	有<水洗・その他> 無<状況： >	
その他 （あるもの に○印）	女中部屋・洗濯室・物置き・ベランダ ポーチ・その他（ ）		
計			

付帯設備の状況	給水設備	(専用・共用)(水道・自動井戸・手動井戸・その他<>)	
	給電設備	(配電・自家発電・無)	
	冷房設備	必要性(有・無) 設備(無・有<集中冷房・ルームクーラー・その他:>)	
	暖房設備	必要性(有・無) 設備(無・有<集中暖房・スチームエアコン・ストーブ・その他:>)	
	台所設備(あるものに○印)	調理台・流し・レンジ・コンロ・オープン・冷蔵庫	
	電話	(有・無)	
			計

VI 家具の状況

種類	数量	種類	数量	種類	数量
長椅子		食卓		寝台及び寝台枠	
肘掛椅子		食卓用椅子		たんす	
小椅子		食器棚		鏡台	
テーブル		机		ナイト・テーブル	
小脇テーブル		椅子			
飾棚		本棚			

家具についてその状態等につき特記事項があれば、その内容を記すこと。	事業団で記入
	点
	%

間取り

VII 任国における住宅事情概況(標準的住宅の家賃、前払い状況も含めて書いて下さい。)

記載上の注意

- 1 本調書は、住居手当の認定の基礎として重要ですので、正確詳細に記入し、事業団海外事務所（任国に事務所が所在しない時は、最寄りの在外公館の担当官）の証明を受け、賃借契約後速やかに提出して下さい。
- 2 本申請書には、契約書（写）、支出を証明する証拠書類等を必ず添付して下さい。その際、家主名、契約月日、契約期間、家賃、前払い期間、権利金、車庫借料等支出に関して記載された事項には赤鉛筆等を用いてアンダーラインを引き、必ずその和訳を付して下さい。
- 3 金額の記入欄には、通貨の単位を明記して下さい。

昭和53年5月15日  
通達(総)第27号

関係各部長殿

総 裁

専門家の派遣手当等支給細則の一部改正  
について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)  
の一部を、次のように改める。

第12条中「本邦通貨」を「住居手当の支給通貨」に、「当該借  
上げ住宅への入居時」を「当該借上げ住宅の契約締結日」に改める。

様式第4号(借上げ住宅・提供住宅用)住居手当認定申請書中

「Ⅳ通貨交換率( 年 月 日現在)

(現地通貨)	(国際通貨)	(日本円)
	米ドル	
	英ポンド	
	=仏フラン=	
	西独マルク	
	その他( )	

を

「Ⅳ通貨交換率(貸貸契約締結日における交換率を記入のこと)

(現地通貨)	(米国通貨)
	= /ドル

に、

様式第4号(ホテル等用)住居手当認定申請書中

「通貨交換率( 年 月 日現在)

(現地通貨)	(国際通貨)	(日本円)
	米ドル	
	英ポンド	
	=仏フラン=	
	西独マルク	
	その他( )	

を

「通貨交換率(昭和 年 月 日現在)

(現地通貨)	(米国通貨)
	= /ドル

に、



様式第 5 号通貨換算率報告書中

「1 換算率

現地通貨	国際通貨	円
	米ドル 英ポンド 1 仏フラン 西独マルク その他( )	

(昭和 年 <sup>4</sup>7 月 / 日現在)

を

「1 換算率

現地通貨	米 国 通 貨

(昭和 年 <sup>4</sup>7 月 / 日現在)

に改める。

附 則

この通達は、昭和 53 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1. この達は昭和53年6月1日から施行する。
2. この達の施行の日（以下「施行日」という。）において、現に派遣中の専門家について、その者に係る別表第2に定める住居手当の限度額が、施行日の前日にその者に現に支給されている住居手当の額を別に定めるところにより米国通貨に換算した額（以下「現支給額」という。）を下回っているときは、当該住宅の賃貸契約の期間中、現支給額をもつてその者の住居手当の限度額とする。

専門家生活環境整備実施要綱を次のとおり定める。

昭和53年7月13日

国際協力事業団  
総裁 法眼 晋作

国協達第12号

専門家生活環境整備実施要綱

(趣旨)

第1条 この達は、専門家生活環境整備費に基づく専門家(専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第21号)第2条第1号に定める者をいう。以下同じ。)の生活環境施設の整備の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において「生活環境施設」とは、別表に掲げるものをいう。

2 この達において「生活環境整備費」とは、前項に定める生活環境施設(以下「施設」という。)の整備を促進するために必要な次の各号に掲げる費用に該当するものをいう(以下「整備費」という。)

- (1) 機材購入費
- (2) 諸掛り(輸送費 保険料、関税等)
- (3) 工事費
- (4) 修理費
- (5) 借上げ費  
(要件)

第3条 施設の整備は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り実施することができるものとする。

- (1) 専門家の生活環境が劣悪で、施設を整備しなければ専門家の生活が著しく阻害されると認められる場合
- (2) 当該施設が、常時4人以上の専門家が継続して2年以上利用できるものである場合

(申請)

第4条 施設の整備の申請は、海外事務所長(海外事務所が存在しない国にあつては施設の整備を必要とする専門家。以下「海外事務所長等」という。)が行うものとする。

2 海外事務所長等は、申請に当たつて当該施設の整備に関し、当該施設を利用することとなる関係の専門家と調整を行うものとする。

3 海外事務所長等は、専門家生活環境整備申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して総裁に申請するものとする。

- (1) 経費概算見積書
  - (2) その他総裁が必要と認める書類
- ( 認 定 )

第5条 総裁は、前条の規定に基づき提出された申請書を審査し、第3条の各号に掲げる要件を満たし、かつ、適当であると認める場合は、これを認定し、予算の範囲内で支給額を決定して海外事務所長等に通知するものとする。

( 整備費の会計事務処理 )

第6条 海外事務所長等は、整備費の支給を受けた場合は、当該費用に係る銀行口座を開設し、他の前渡資金と区分して適正に経理するものとする。

2. 整備費の会計事務処理は、海外におけるプロジェクト基盤整備費、応急対策費、専門家生活環境整備費、機材供与費及び携行機材費の執行について(昭和52年通達(経)第45号)の定めるところにより行うものとする。

( 報 告 )

第7条 海外事務所長等は、施設の整備が完了した場合は、速やかに専門家生活環境整備完了報告書(様式第2号)を総裁に提出するものとする。なお、総裁は、施設の整備の進捗状況に関し、適宜海外事務所長等に報告を求めることができる。

( そ の 他 )

第8条 この達により難い事情がある場合、又は特別の事情が発生した場合は、海外事務所長等は、総裁の承認を受けて別の取扱いをすることができる。

附 則

この達は、制定の日から施行する。

様式第 / 号

専門家生活環境整備申請書

記

昭和 年 月 日

国際協力事業団 総裁 殿

申請者任国名

申請者氏名



専門家生活環境施設の整備をいたしたく、下記のとおり申請します。

1. 専門家居住地の生活環境
2. 施設の整備の必要性
3. 整備しようとする施設及び施工の場所
4. 施設の整備の方法
5. 施設の整備に要する経費概算
6. 当該施設を利用しようとする専門家の人数及び扶養親族の人数
7. その他

様式第 2 号

専門家生活環境整備完了報告書

昭和 年 月 日

国際協力事業団 総 裁 殿

任 国 名

職 名

氏 名



専門家生活環境施設の整備が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 整備完了年月日

2 整備状況

3 その他

別 表

施 設 名	説 明
1 電 気 供 給 施 設	専門家の居住地における電気の供給に必要な発電機、変圧器、電線等の機材
2 給水及び排水施設	専門家の居住地における給水及び排水の管理に必要なポンプ、貯水槽、浄水装置、配管等の機材
3 保 安 施 設	専門家の居住地における保安の確保に必要な街灯、警報装置、保安柵等の設備
4 衛 生 施 設	専門家の居住地における衛生の保持に必要なごみ及び汚物の処理、害虫駆除等のための設備等
5 保 健 施 設	専門家の健康の維持に必要な運動施設及び運動用具、医療薬品等
6 その他の施設	前各号に準ずる施設であつて、総裁が専門家等の生活の利便又は安全衛生を確保するために特に認めるもの

昭和53年8月12日  
通達(総)第54号

記

関係各部長  
関係海外事務所の長 殿

総務部長

専門家生活環境整備実施要綱の実施について

今般、「専門家生活環境整備実施要綱」(昭和53年国協達第12号)が制定されたが、本制度は、同要綱別表に掲げるような生活環境施設が整備されていない地域に派遣されている専門家の生活環境の改善を狙いとするもので、予算上は既に従来から措置されていたものである。しかしながら、その制度化が遅れていたため、その内容についても周知徹底がなされず、例年予算の執行も十分でなかつた。そこで、今般、前記要綱を制定するとともに、これに伴い今後この種の改善措置の要請が増えてくると思われるので、昭和54年度予算において、生活環境整備費の予算の大幅増を要求中である。

については、本年度においても、本制度の有効利用を図るべく管下専門家なかんずく特定不健康地、へき地等に派遣されている専門家の生活環境の実態を把握のうえ、専門家に本制度の趣旨を説明し、必要がある場合には申請手続をとるよう指導ありたい。ただし、本年度においては、予算枠の関係もあるので、個々の案件につき、必ず事前に総務部に協議を願いたい。

なお、生活環境施設の例としては、同要綱別表に掲げるもののほか、下記のようなものが考えられるので、参考とされたい。

保健施設

- 卓球台、野球用具、テニス用具等の球技用具
- 血清、保存血液、酸素ポンプ等の配置

その他の施設

- 食料品等を保存する冷凍庫
- 特定不健康地における休養施設の一時借上げ
- へき地等における娯楽施設・娯楽設備

以 上



専門家所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱の一部を  
改正する達を次のとおり定める。

昭和53年3月31日

国際協力事業団  
総裁 法眼晋作

国協達第5号

専門家所属先に対する人件費の補てん等  
に関する要綱の一部を改正する達

専門家所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱（昭和  
50年国協達第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (単位 円)

専門家の号	月 額
特 号	346,000
1 号	284,000
2 号	228,000
3 号	194,000
4 号	164,000
5 号	138,000
6 号	114,000

附 則

この達は、制定の日から施行し、昭和53年4月1日から  
適用する。

専門家の帰国後の生活保障に関する基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和53年3月31日

国際協力事業団  
総裁 法 眼 晋 作

国協達第3号

専門家の帰国後の生活保障に関する基準の一部を  
改正する達

専門家の帰国後の生活保障に関する基準（昭和52年国協達第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

（単位 円）

専門家の号	支給日額
特 号	5,700
1 号	5,700
2 号	4,600
3 号	3,900
4 号	3,300
5 号	2,800
6 号	2,300

附 則

この達は、制定の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

専門家の災害補償に関する基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和53年3月31日

国際協力事業団  
総教法眼晋作

国協達第6号

専門家の災害補償に関する基準の一部  
を改正する達

専門家の災害補償に関する基準（昭和52年国協達第13号）  
の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (単位 円)

専門家の号	補償基準日額
特号	12,500
1号	9,300
2号	7,500
3号	6,400
4号	5,400
5号	4,500
6号	3,700

附 則

この達は、制定の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

専門家等の健康管理のための旅費支給基準の一部を改正する達を  
次のとおり定める。

昭和53年 8 月31日

国際協力事業団  
総裁 法眼 晋作

国協達第17号

専門家等の健康管理のための旅費支給基準の  
一部を改正する達

専門家等の健康管理のための旅費支給基準（昭和50年国協達  
第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

特定不健康地	保養地域	指定都市
(アジア地域)		
ウイエトナム(全地域)	アジア	シンガポール
バングラデシュ(全地域)	アジア	シンガポール
ブータン(全地域)	アジア	シンガポール
ネパール(全地域)	アジア	シンガポール
モンゴル(全地域)	ヨーロッパ	コペンハーゲン
ラオス(全地域)	アジア	シンガポール
(中近東地域)		
アフガニスタン(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
アラブ首長国連邦(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
イエメン(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
イラク(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
イラン(シスタン及びホラム シヤハルに限る。)	ヨーロッパ	ローマ
カタール(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
クウェイト(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
サウディ・アラビア(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
南イエメン(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
(アフリカ地域)		
ウガンダ(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
エチオピア(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
ガーナ(全地域)	ヨーロッパ	マドリッド

ガボン(全地域)	ヨーロッパ	マルセイユ
ギニア(全地域)	ヨーロッパ	マドリッド
ザイール(全地域)	ヨーロッパ	マドリッド
ザンビア(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
スーダン(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
スワジランド(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
象牙海岸共和国(全地域)	ヨーロッパ	マドリッド
タンザニア(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
中央アフリカ(全地域)	ヨーロッパ	マルセイユ
ナイジェリア(全地域)	ヨーロッパ	マドリッド
マラウイ(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
リビア(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
リベリア(全地域)	ヨーロッパ	マドリッド
ルワンダ(全地域)	ヨーロッパ	ローマ
(中南米地域)		
キューバ(全地域)	北アメリカ	ロス・アンゼルス
ボリブイア(全地域)	南アメリカ	ブエノス・アイレス
(大洋州地域)		
パプア・ニューギニア(全地域)	オーストラリア	シドニー

附 則

この達は、制定の日から施行する。

専門家等の一時帰国に関する基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和53年 2月21日

国際協力事業団  
総裁 法 眼 晋 作

国協達第2号

専門家等の一時帰国に関する基準の一部を  
改正する達

専門家等の一時帰国に関する基準（昭和51年国協達第20号）  
の一部を次のように改正する。

別表中「ホンジュラス」の下に「スリナム」を加える。

附 則

この達は制定の日から施行する。

昭和54年1月18日  
通達(総)第3号

関係各部長 殿

総務部長

専門家等の一時帰国に関する基準の一部  
改正について

専門家等の一時帰国に関する基準の一部改正に伴ない改正後の専門家等の一時帰国に関する基準(以下「新基準」という。)の規定に基づく専門家等の親族死亡等の場合における忌引一時帰国及び見舞一時帰国の実施に当つては、下記事項に留意の上取り扱われたい。

記

<忌引一時帰国>

#### 第1 帰国対象者

公費による忌引一時帰国の対象者は、1年以上の派遣期間をもつて派遣している専門家又は業務上の都合により帰国することができない専門家の配偶者のいずれかとすること(改正基準第13

条の2第1項、第13条の4第1項)。

#### 第2 対象親族

新基準第13条の2第1項中、「配偶者の父母で別に定める者」とは次に掲げる者のいずれかであること。

- (1) 専門家の収入により生計を維持している配偶者の父母
- (2) 専門家以外に葬祭を行う者がいない場合における配偶者の父母

#### 第3 帰国期間

新基準第13条の2第1項中、「葬祭のため、必要な期間」とは次に掲げる期間とすること。

- (1) 専門家が帰国する場合は、原則として20日を限度(旅行日数を含む。)とし、事情やむを得ない場合には10日以内で最小限の日数を延長することができる。
- (2) 専門家に代わり配偶者が帰国する場合は、30日を限度(旅行日数を含む。)とする。

#### 第4 公費負担期間

新基準第13条第2項に基づく公費負担期間の算定に当たり、「外国旅行に要する日数は」は5日間を限度とした順路直行による往復の現日数とし、「旅券の発給に要する日数」は一律5日間として下表により計算すること。

死亡した対象親族	公費負担	新基準		
		忌引日数	外国旅行	旅券発給日数
専門家の配偶者	20日以内	10日	5日以内	5日
専門家の父母	17日以内	7日	5日以内	5日
専門家の子	15日以内	5日	5日以内	5日
配偶者の父母	13日以内	3日	5日以内	5日

#### 第5 年少子女の随伴

帰国を許可された専門家又はその配偶者が帰国に際しその子を私費により随伴する場合は、旅行日数を含め30日を限度として当該年少子女に係る子女教育手当を支給すること。

この場合において忌引一時帰国期間を超えて本邦に滞在する場合の子女教育手当は第13を参照のこと。

#### 第6 帰国申請

帰国申請は電信等で行うこととしているが、この場合死亡した対象親族名、専門家との続柄、死亡日、帰国予定者名、任国出発予定日を明らかにして申請させること。

#### 第7 外国旅行

忌引一時帰国の適用に当たっては、制度の趣旨もあり外国旅行は順路直行とし、航空機乗り継ぎの場合を除き途中滞在は認められないこと。

#### <見舞一時帰国>

#### 第8 帰国対象者及び対象親族

見舞一時帰国者及び見舞対象親族は忌引一時帰国の規定に準ずること（新基準第14条第1項、第15条第1項）。

#### 第9 帰国期間

新基準第14条第1項、第15条第1項中、「必要な期間」とは次に定める期間とすること。

- (1) 専門家が帰国する場合は、原則として15日（旅行日数を含む。）とし、事情やむを得ない場合には15日以内で最小限の日数を延長することができる。
- (2) 専門家に代わり配偶者が帰国する場合は、30日を限度（旅行日数を含む。）とする。

#### 第10 年少子女の随伴及び外国旅行

年少子女の随伴の取扱いは忌引一時帰国の場合に準じ、又外国旅行の途中滞在は航空機乗継ぎの場合を除き認められないこと。

#### 第11 見舞一時帰国期間中の対象親族の死亡

見舞一時帰国期間中に対象親族が死亡した場合は、忌引一時帰国への切り換え願の提出により、当該見舞一時帰国を忌引一時帰国とみなし取り扱うこと（新基準第15条の2）。

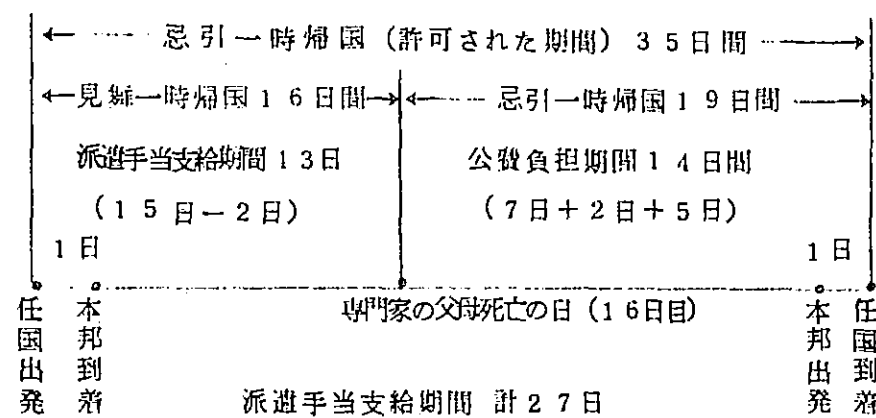
- (1) 帰国期間は、見舞一時帰国期間（本邦に到着した日の翌日から対象親族が死亡した日の前日までの期間）に忌引一時帰国期間を加えた期間を限度とする。
- (2) 派遣手当（配偶者が帰国する場合は家族手当）の支給期間は、



当該専門家又はその配偶者が本邦に到着した日の翌日から対象親族が死亡した日の前日までの期間（ただし、15日間から外国旅行に要する日数を除いた日数を限度とする。）に公費負担期間を加えた期間を限度とする。

(3) 航空賃は、公費負担額を支給する。

参考例



第12 休暇一時帰国制度との調整

専門家が休暇一時帰国を予定している場合は、忌引一時帰国又は見舞一時帰国と併せて実施するよう指導すること。

この場合の帰国期間は休暇一時帰国期間に忌引一時期間又は見舞一時帰国期間を加えた期間を限度とし、派遣手当を支給する（忌引一時帰国と併せて実施する場合には50日、見舞一時帰国と併せて実施する場合には45日を限度とする。）とともに、休暇一時帰国の規定による旅費を支給することができること。

第13 私費一時帰国への切り換え

忌引一時帰国及び見舞一時帰国は、必要な期間に限り許可されるものであるから、専門家又はその配偶者が許可された期間を超え引き続き本邦に滞在することを希望する場合は、所定の手続によりその他の私費一時帰国として取り扱うことができるものとする（第3章第2節参照）。なお、子女教育手当に係る年少子女が本邦に引き続き滞在する場合は、忌引一時帰国又は見舞一時帰国で許可された期間を合算（60日を限度）して子女教育手当を支給する。

第14 対象親族以外の親族死亡等の場合

新基準に定める対象親族以外の親族の死亡又は重態の場合については、その他の私費一時帰国扱いとし、派遣手当及び旅費は支給しないこと。

第15 経過措置

(1) 昭和53年4月1日以降に改正前の基準により忌引一時帰国を実施した専門家が、当該専門家の対象親族の死亡した証明書を提出した場合には、当該帰国を改正基準による忌引一時帰国とみなし、新基準に定める公費負担額及び派遣手当を調整のうえ支給することとする（改正達附則1）。

(2) 現に派遣中の専門家であつて新基準に定める忌引一時帰国を実施した場合に、帰国期間中の派遣手当の支給日数（従来は一

律15日を限度)の制約の関係上全体として不利になる専門家  
に対しては、なお改正前の規定によることができること(改正  
達附則2)。すなわち、これらの専門家に対しては15日を限  
度として、派遣手当を支給するが、公費負担額は支給しないこ  
とする。

専門家等の一時帰国に関する基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和54年1月18日

国際協力事業団  
総裁 法眼 晋作

国協達第2号

専門家等の一時帰国に関する基準の一部  
を改正する達

専門家等の一時帰国に関する基準（昭和51年国協達第20号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「任期中」を「派遣中」に改める。

第7条第2項第1号中「任国から本邦までの往復の旅行」を「任国と本邦との間の往復の旅行（以下「外国旅行」という。）」に改める。

第8条第1項中「赴任後」を「派遣後」に、「任期中」を「派遣期間中」に改め、同条第2項中「帰国に要する外国旅費」を「外国旅費」に改める。

第10条第1項中「赴任のため」を削り、「休養のため30日以内で必要な期間（任国と本邦を往復するに要する期間を除く。）」を「休養のため、30日に外国旅行に要する日数を加えた期間以内で必要な期間」に改め、同条第4項中「帰国に要する次の旅費」を「次の旅費」に改める。

第12条第2項中「30日を限度として、」を「30日に外国旅行に要する日数を加えた期間以内で必要な期間、」に、「帰国に要する次の旅費」を「次の旅費」に改める。

第2章第2節の次に次の一節を加える。

第3節 忌引一時帰国

（親族死亡の場合の忌引一時帰国）

第13条の2 総裁は、1年以上の派遣期間をもつて派遣している専門家の本邦に在住する配偶者、父母若しくは子又は配偶者の父母で別に定める者（以下「対象親族」という。）が死亡した場合は、当該専門家に対して、葬祭のため、必要な期間、帰国を許可することができる。

2 事業団は、前項の一時帰国期間中も当該専門家に対して、死亡した対象親族が配偶者の場合にあつては10日、父母の場合にあつては7日、子の場合にあつては5日、又は配偶者の父母の場合にあつては3日に、それぞれ外国旅行に要する日数及び旅券の発給に要する日数を加えた期間（以下「公費負担期間」という。）

を限度として、派遣手当を支給するとともに、外国旅費のうち外国旅行に要する航空賃（エコノミークラスの運賃によるものとする。）から5万円を控除した額（以下「公費負担額」という。）を支給する。

第13条の3 総裁は、前条第1項の規定に基づき一時帰国を行う専門家が、当該一時帰国に際し、その扶養親族を随伴することを許可することができる。

2 事業団は、前項の規定により家族手当に係る扶養親族が一時帰国した場合には、当該専門家に対して、公費負担期間を限度として当該扶養親族に係る家族手当を及び当該扶養親族が年少子女であるときは帰国を許可された期間当該扶養親族に係る子女教育手当を支給する。ただし、当該扶養親族に係る旅費は支給しない。

第13条の4 総裁は、対象親族死亡の場合において専門家が業務上の都合により一時帰国ができないときは、専門家に代わつて専門家の配偶者が、必要な期間、一時帰国することを許可することができる。

2 事業団は、前項の規定により配偶者が一時帰国した場合には、当該専門家に対して、公費負担期間を限度として、当該配偶者に係る家族手当を支給するとともに公費負担額を支給する。

第13条の5 総裁は、前条第1項の規定に基づき、一時帰国を行う専門家の配偶者が、当該一時帰国に際し、その子を随伴するこ

とを許可することができる。

2 事業団は、前項の規定により家族手当に係る子が一時帰国した場合には、当該専門家に対して、公費負担期間を限度として当該子に係る家族手当を及び当該子が年少子女であるときは帰国を許可された期間当該子に係る子女教育手当を支給する。ただし、当該子に係る旅費は支給しない。

第13条の6 専門家は、第13条の2第1項又は第13条の4第1項の許可を受けようとする場合は、必要事項を記した電信等により忌引一時帰国を申請するとともに、本邦到着後直ちに忌引一時帰国届（様式第5号）を総裁に提出しなければならない。

第3章第1節の表題を次のように改める。

#### 第1節 見舞一時帰国

第14条を次のように改める。

（親族重態の場合の見舞一時帰国）

第14条 総裁は、1年以上の派遣期間をもつて派遣している専門家の対象親族が、本邦において著しく重態である場合（以下「親族重態の場合」という。）は、当該専門家に対して、見舞又は看護のため、必要な期間、帰国を許可することができる。

2 事業団は、前項の一時帰国期間中も当該専門家に対して、15日を限度として派遣手当を支給する。ただし、旅費は支給しない。

3 総裁は、第1項の規定に基づき、一時帰国を行き専門家が当該一時帰国に際し、その扶養親族を随伴することを許可することができる。

4 第13条の3第2項の規定は、親族重態の場合における前項の規定に基づく扶養親族の一時帰国について準用する。

この場合において、「公費負担期間」とあるのは「15日」と読み替える。

第15条を次のように改める。

第15条 総裁は、親族重態の場合において専門家が業務上の都合により一時帰国ができないときは、専門家に代わつて専門家の配偶者が、必要な期間、一時帰国することを許可することができる。

2 事業団は、前項の規定により配偶者が一時帰国した場合には、当該専門家に対して、15日を限度として当該配偶者に係る家族手当を支給する。ただし、当該配偶者に係る旅費は支給しない。

3 総裁は、第1項の規定に基づき、一時帰国を行き専門家の配偶者が当該一時帰国に際し、その子を随伴することを許可することができる。

4 第13条の5第2項の規定は、親族重態の場合における前項の規定に基づく子の一時帰国について準用する。この場合において「公費負担期間」とあるのは「15日」と読み替える。

第15条の次に次の1条を加える。

第15条の2 事業団は、見舞一時帰国期間中に当該見舞一時帰国に係る対象親族が死亡した場合には、当該見舞一時帰国を忌引一時帰国とみなし、第13条の2から第13条の5までの規定を適用する。ただし、派遣手当の支給日数は、第13条の2から第13条の5までの規定にかかわらず、公費負担期間に当該専門家（専門家に代わつてその配偶者が帰国したときはその配偶者）が本邦に到着した日の翌日から対象親族が死亡した日の前日までの期間（その期間が15日から外国旅行に要する日数を減じた期間を超えるときは、その期間を限度とする。）を加えた日数を限度とする。

第16条中「前条第1項」を「第15条第1項」に、「（様式第5号）」を「（様式第6号）」に改める。

第18条第1項中「第15条」を「第13条の4又は第15条」に改める。

第19条中「（様式第5号）」を「（様式第6号）」に改める。

様式中様式第5号を様式第6号とし、様式第4号の次に次の様式を加える。

忌引一時帰国届  
(忌引一時帰国への切り換え願)

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総 裁 殿

任 国

派遣期間 自昭和 年 月 日  
至昭和 年 月 日

指導科目

氏 名 (印)

専門家等の一時帰国に関する基準に基づき、下記のとおり一時帰国いたしましたのでお届けします(対象親族が死亡いたしましたので忌引一時帰国への切り換えを受けたく申請いたします。)

1 死亡した対象親族

ふりがな氏名 (年齢)	専門家との続柄	死 亡 日
( 才)		

2 一時帰国者

ふりがな氏名	専門家との続柄	生 年 月 日	任国到着年月日
専門家		明大昭 年 月 日	昭和 年 月 日
扶養親族		明大昭 年 月 日	昭和 年 月 日
		明大昭 年 月 日	昭和 年 月 日
		明大昭 年 月 日	昭和 年 月 日

3 一時帰国日程

- (1) 任国出発日 昭和 年 月 日 全泊日間  
(2) 任国帰着予定日 昭和 年 月 日  
(3) 日程詳細

	出発月日	出発地	到着月日	到着地	乗機名 フライト	宿泊地	宿泊日数
往							
路							
本邦滞在中							
帰							
路							

4 対象親族の死亡証明書又は除籍謄本(別添)

- (注) 1 忌引一時帰国を実施した場合には、本邦到着届に代わり忌引一時帰国届を見舞一時帰国中対象親族が死亡した場合には、忌引一時帰国への切り換え願を提出すること。  
(注) 2 専門家の配偶者の父母が死亡した場合は、基準による対象親族であることを証明する書類を添付すること。

## 附 則

- 1 この達は、制定の日（以下「制定日」という。）から施行する。  
ただし、専門家が昭和53年4月1日以降制定日の前日までの間に専門家等の一時帰国に関する基準に基づき、実施した親族死亡の場合の一時帰国（対象親族の死亡に係るものに限る。）については、当該一時帰国をこの達による改正後の専門家等の一時帰国に関する基準（以下次項において「新基準」という。）の規定による忌引一時帰国とみなす。
- 2 この達の制定日において、現に派遣中の専門家に係る忌引一時帰国については、新基準の規定にかかわらず、当該専門家の派遣期期中なお従前中の例によることができる。

昭和53年4月27日  
通達(総)第21号

関係各部長殿

総 裁

子女教育手当の額について

専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第21号)第16条第3項の別に定める定額及び同条第4項の別に定める年額は、それぞれ月額18,000円及び年額216,000円とし昭和53年4月1日から適用する。

なお、子女教育手当の額について(昭和52年通達(総)第49号)は廃止する。



昭和53年5月1日  
通達(総)第25号

記

関係各部長 殿

総 裁

派遣専門家及び扶養親族の健康診断  
検査項目の追加について

派遣専門家及び扶養親族の健康診断については、従来からその徹底を指示してきたところであるが、昭和53年5月1日から派遣専門家及び扶養親族の健康診断について(昭和52年通達(総)第34号)別表の検診項目Aに下記検査項目を追加することとしたので、了知ありたい。

追加検査項目： 赤沈・赤血球・白血球・血色素・ヘマトクリット

注： 上記検査項目の追加に伴い、事業団指定医療機関である三井ビルクリニックにおいて健康診断を受けた場合、その費用は、一般検診については現行3,900円が4,300円に、また、一般検診に消化器及び心電図を加えた特別検診は現行15,400円が15,900円に引き上げられるが、共に上限額内で受診することができる。

昭和53年5月19日  
通達(総)第32号

常の交通手段(タクシーを除く。)を利用できず宿泊したときは、当該専門家に対し、泊/日分を限度として、専門家の派遣手当等支給基準に基づき内国日当及び内国宿泊料を支給する。

関係各部長殿

総 裁

新東京国際空港の利用に伴う内国旅費の支給について

新東京国際空港(以下「成田空港」という。)の開港に伴い、成田空港を利用する専門家の内国旅費の支給については、下記によることとする。

記

- 第1 成田空港を利用する専門家(成田市に居住する者を除く。)が東京から成田空港まで又は成田空港から東京まで旅行するときは、リムジンバスの運賃を支給することができる。
- 第2 専門家が成田以外の地(成田空港から順路直行により旅行した場合に内国宿泊料の支給の対象とならない地。以下本項において同じ。)から成田空港まで又は成田空港から成田以外の地に旅行する場合において、当該旅行が早朝又は深夜にわたるため、通

昭和53年5月29日  
通達(総)第33号

関係各部長殿

総 裁

専門家の任国外旅行の取扱いについて

技術協力等のために海外に派遣した専門家が、その任期中に業務によらないで任国外の外国(本邦を除く。)への旅行(以下「任国外旅行」という。)を希望する場合の取扱いについては、今後下記によることとする。

なお、海外派遣専門家の任国外旅行の取扱いについて(昭和51年通達(総)第29号)は廃止する。

記

- 1 専門家が任国外旅行を希望する場合は、旅行出発予定日の1カ月前までに総裁に対し任国外旅行の申請を行い、その承認を受けるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、海外事務所所在国に在勤する専門家が任国外旅行を希望し、かつその旅行が近隣諸国(概ね任国に隣接する国をいう。)への旅行であつて、旅行期間が7日以内のもの(当該旅行が第5項第1号から第4号までの要件を充たすものに限る。)である場合には、海外事務所の長に対し任国外旅行の申請を行いその承認を受けることができるものとする。
- 3 第1項及び前項の申請は、旅行の目的及び理由並びに旅行の日程等を記載した任国外旅行承認願(別紙様式)によつて行ふものとする。
- 4 第1項の申請は、海外事務所所在国に在勤する専門家については、当該海外事務所の長を経由して行ふものとする。
- 5 総裁は、第1項の申請が次の要件を充たす場合に、これを承認するものとする。ただし、派遣期間が6カ月未満の専門家については、原則として承認しないものとする。
  - (1) 当該旅行が専業団の業務に支障を及ぼさないこと
  - (2) 当該旅行が、専門家の任国における有給休暇日数の範囲内

で行われるものであること

- (3) 当該旅行に係る休暇について任国政府機関の承認を得ていること
- (4) 旅行地が外交上又は専門家としての立場上不適当な地でないこと
- (5) 旅行期間が1カ月以内であること
- (6) 着任後3カ月を経過しており、かつ、帰国前3カ月以上であること
- (7) 休暇一時帰国、学会出席のための特別一時帰国、健康管理のための旅行又は前回の任国外旅行(1週間以内のものは除く。)から6カ月以上経過していること

6 第1項及び第2項の承認は、次の条件を付して行うものとする。

- (1) 任国外旅行中の事故については、業務上災害補償制度の適用を行わないこと
- (2) 任国外旅行については、宿舍の手配その他便宜供与を行わないこと

昭和53年7月25日  
通達(総)第49号

関係各部長  
関係海外事務所の長 殿

総 裁

#### 専門家の帰路変更の取扱いについて

専門家が任国における業務を終え帰国する場合の旅行は、最も経済的な通常の経路及び方法(以下「順路直行」という。)により行うのが原則であるが、専門家が特に帰路立寄り等のため順路直行によらないで帰国(以下「帰路変更」という。)を希望する場合の取扱いについては、下記によることとし、昭和53年12月1日以降帰路変更に係る旅行を開始する者から適用する。

なお、「海外派遣専門家の帰路変更の取扱いについて」(昭和51年通達(総)第10号)は廃止する。

記

1. 専門家が帰路変更を希望する場合は旅行開始予定日の1カ月前までに総裁に対し帰路変更の申請を行い、その承認を受けるものとする。
2. 前項の申請は、帰路変更の目的及び理由並びに帰路変更に係る経路及び日程等を記載した申請書(別紙様式)によつて行うものとする。
3. 第1項の申請は、海外事務所所在国に在勤する専門家については当該海外事務所の長を経由して行うものとする。
4. 総裁は第1項の申請が次の要件を充す場合に、これを承認するものとする。ただし、派遣期間が3カ月未満の専門家及び調査団員については原則として承認しないものとする。
  - (1) 帰路変更が事業団の業務に支障を及ぼさないこと。
  - (2) 帰路変更に係る旅行に関し
    - イ 目的及び旅行地が外交上又は専門家としての立場上不適当なものでないこと。
    - ロ 所定の任期満了日(専門家が任国における業務を終了し、任国から本邦へ出発する日の前日をいう。)後に行われるものであること。
    - ハ 派遣期間満了日の翌日から起算して7日以内に完了するものとする。

のであること。

- (2) 専門家が本邦において所属機関を有する場合には、帰路変更につき、その所属機関の承認を得ているものであること。

(注) 帰路変更に係る旅行期間中、派遣期間満了後の期間の旅行については、所属機関の身分の下に行われることとなる。

5. 第1項の承認は、次の条件を付して行うものとする。

- (1) 派遣手当及び帰国に要する旅費並びに所属先人件費補てん（国内俸を含む。）について、変更承認前の順路直行により旅行するものとして計算した額（航空賃については、すべてエコノミークラスを利用するものとして計算した額とする。）を超えて支給しないこと。
- (2) 帰路変更に係る旅行中の事故については、業務上災害補償制度の適用を行わないこと。
- (3) 帰路変更に係る旅行については、宿舍の手配その他の便宜供与を行わないこと。

帰路変更願

昭和 年 月 日

国際協力事業団  
総 裁 殿

任国(プロジェクト名)

派遣期間 自昭和 年 月 日

至昭和 年 月 日

専門家氏名

本邦所属先名

私儀、この度帰国するにあたり、下記のとおり帰路変更の許可を受けたく申請します。なお帰路変更に係る旅行中の一切の事故についての危険負担は私が負います。

記

1 帰路変更希望者

ふりがな 氏 名	専門家と の続柄
専門家	
扶養親族	

2 帰路変更日録

	出発日	出発地	交通機関 フライト機等	到着地
帰路直行の場合	月 日 月 日 月 日	在勤地		東京
帰路変更の場合	月 日 月 日 月 日	在勤地		東京

3 帰路変更の理由

4 所属機関の承認

(本邦において所属機関を有する専門家の場合は、上記の帰路変更につき事前に所属機関の承認を受けたものであることを必ず明記すること。)

昭和53年12月8日  
通達(総)第68号

関係各部長  
各海外事務所の長 殿

総 裁

#### 専門家の交通事故防止について

最近、専門家が任地において交通事故に遭遇する事例が増加する傾向にあり、専門家が重篤な傷害を被り又は死亡するという最悪の事態に陥ちいる事例も見受けられ憂慮に堪えない。そこで、今後はかかる事態の発生を未然に防止するため、派遣担当部においては、下記の点に留意し、専門家の派遣時、その他の機会において、また、海外事務所においても機会あるごとに、交通事故には十分注意するよう専門家に対し、格別の指導を行われたい。

#### 記

- 第1 専門家が自動車を運転する場合、日本との道路事情及び交通法規が違うということに留意して、慎重に運転するよう指導すること。(特に速度の出し過ぎによる事故が多い。)
- 第2 専門家による長時間の運転は、なるべく行わないよう指導し、やむを得ず長時間の運転をする場合には、十分休養をとり、他に運転できる者を同乗させるよう指導すること。
- 第3 シートベルトや二輪車運転の場合のヘルメットの着装を勧奨すること。
- 第4 現地で自動車を所有する専門家に対しては、任地の事情により可能な場合にはできるかぎり自動車保険へ加入するよう指導すること。
- 第5 万一事故が発生した場合には、速やかに事業団海外事務所(海外事務所がない国にあつては在外公館)へ連絡するよう指導すること。
- 第6 事故発生の場合、事故状況報告書及び診断書等が後日必要となるので、必ず現地関係官署等の発行する状況報告書、診断書等を取得しておくよう指導すること。



現地業務費支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和53年7月13日

国際協力事業団  
総裁 法眼 晋作

国協達第14号

現地業務費支給基準の一部を改正する達

現地業務費支給基準（昭和52年国協達第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「開発技術協力プロジェクト」を「産業開発プロジェクト」に改める。

第3条中第2号から第8号までを次のように改める。

- (2) 個別専門家現地研究費
- (3) 保健医療協力現地研究費
- (4) 農林業協力現地研究費
- (5) 産業開発協力現地研究費
- (6) 長期調査員調査費
- (7) 貧困国対策費
- (8) 国際機関域内旅費

第4条第2項中「前項の規定にかかわらず、域内旅費」を「前項の規定にかかわらず、個別専門家現地研究費、国際機関域内旅費」に改める。

第5条第2項中「域内旅費」を「国際機関域内旅費」に改め、同条第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 個別専門家現地研究費の支給を受けようとする管理者は、現地業務費臨時支給申請書を総裁に提出するものとする。

第8条第2項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第 1

支出科目	費用分類
1 一般現地業務費	<p>専門家の現地における業務活動に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費を整理する。</p> <p>(1) 調査研究謝金</p> <p>    調査・研究委託、通訳、翻訳等の謝金を整理する。</p> <p>(2) 資機材購入費</p> <p>    イ 調査、研究、研修、試験用資機材購入費を整理する。</p> <p>    ロ 供与機材の部品購送費及び取付料を整理する。</p> <p>    ハ 業務参考図書費を整理する。</p> <p>(3) 消耗品費</p> <p>    イ 事務用品費を整理する。</p> <p>    ロ 調査、研究、研修、試験等用消耗材料及び器材費（資機材購入費以外のもの）を整理する。</p> <p>    ハ 発電機、ポンプ、トラクター等業務用機械設備の燃料費を整理する。</p> <p>    ニ 肥料、種苗、飼料等材料費を整理する。</p>

支出費目	費用分類
	<p>(4) 交通費</p> <p>    現地内国交通費を整理する。</p> <p>(5) 域内旅費</p> <p>    イ 現地内国旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。</p> <p>    ロ 事業団の指示による隣接国への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する（たぞし、国際機関派遣専門家を除く。）。</p> <p>(6) 通信運搬費</p> <p>    イ 通信、電話、郵便料を整理する。</p> <p>    ロ 機材取付等荷物運搬料を整理する。</p> <p>(7) 印刷製本費</p> <p>    教材、報告書等の印刷代、製本代を整理する。</p> <p>(8) 借料損料</p> <p>    器具、機械、施設、設備、車馬等の借料、使用料、損料を整理する。</p>

支出科目	費用分類
	<p>(9) 備人費            タイピスト、運転手、補助人夫等の臨時備上費を整理する。</p> <p>(10) 会議費            業務計画、遂行、整理に関する会議費を整理する。</p> <p>(11) 雑役務費</p> <p>イ 倉庫料等荷物保管料を整理する。</p> <p>ロ 機械、器具の据付、保守、修繕料を整理する。</p> <p>ハ 機材取引のための通関、エージェント手数料等各種手数料を整理する。</p> <p>ニ 簡易な雑工事費を整理する。</p> <p>ホ 現地カウンターパート等に対する慶弔金を整理する</p> <p>ヘ その他、他の科目に整理することが不適当なものを整理する。</p>

支出科目	費用分類
<p>2 個別専門家            現地研究費</p>	<p>教育及び調査研究等の協力を目的とした個別専門家の技術指導を効果的に実施するために必要な経費を整理する。</p> <p>(1) 調査費            現地における資料・標本の採集、分布調査等及び標本・検体の運搬、購入等に要する調査旅費、備人費（補助員、運転手、タイピスト等）、車輛備上費標本等運搬費及び標本・検体購入費等を整理する。</p> <p>(2) 調査実験分析費            調査資料等を実験分析するために必要な資機材の購入及び修理並びに補助員等の雇傭に要する経費を整理する。</p> <p>(3) 資料印刷費            調査及び実験、分析結果に基づく資料及び教材等の印刷製本に要する経費を整理する。</p>

支出費目	費用分類
3. 保健医療協力 現地研究費	<p>保健医療協力プロジェクトのうち、教育協力及び研究協力を効果的に実施するために必要な野外活動を通じての検体の収集、疫学調査、収集検体資料等の運搬、実験動物の飼育・管理、収集検体及び実験動物等を活用しての実験解明、分析及び実験分析に基づく資料の作成、印刷等の経費を整理する。</p> <p>(1) 調査費</p> <p>現地における疾病発生状況等の調査、標本採集及び試験標本運搬等に要する経費（調査旅費、傭人費（補助員、運転手、タイピスト等）、車輛借上料、標本等運搬費等）を整理する。</p> <p>(2) 実験動物飼育管理費</p> <p>現地における実験又は研究に必要な実験動物飼育管理室設置及び飼育管理に要する経費（動物飼育室設置に要する材料購入費、人夫賃及び飼育箱、動物飼料購入費、飼育、清掃人夫賃等）を</p>

支出費目	費用分類
4. 農林業協力現地 研究費	<p>整理する。</p> <p>(3) 実験・調査結果分析費</p> <p>実験、調査結果を分析するための実験研究資料の購入及び修理、補助人夫の雇傭等に要する経費を整理する。</p> <p>(4) 資料印刷費</p> <p>調査、実験、研究結果に基づく資料及び教材等の印刷製本に要する経費を整理する。</p> <p>農林業研究協力プロジェクトの専門家が現地における熱帯農業等の研究に必要な経費を整理する。</p> <p>(1) 試験圃場設置管理費</p> <p>現地における試験研究に必要な試験圃場の設置、圃場管理（農器具の燃料及び維持、有機質肥料その他試験用資材に限る。）、人夫雇傭及び圃場損害賠償に要する経費を整理する。</p>

支出費目	費用分類
5. 産業開発協力 現地研究費	(2) 調査費 現地における病害虫発生状況等の調査、 標本採取及び標本の購入運搬等に要す る調査旅費、備人費（補助員、運転手、 タイピスト等）、車輛備上費、標本購 入費及び標本運搬費等を整理する。
	(3) 調査実験・分析費 調査資料を実験、分析するために必要 な資機材の購入及び修理並びに補助員 等の雇傭に要する経費を整理する。
	(4) 資料印刷費 現地における試験圃場の資料等の印刷 製本に要する経費を整理する。
	産業開発協力プロジェクトの専門家が現地に おける研究に必要な経費を整理する。
	(1) 調査費 現地における資源の賦存状態等の調査、 標本採取及び標本の購入運搬等に要す

支出費目	費用分類
	る調査旅費、備人費（補助員、運転手、 タイピスト等）、車輛備上費、標本購 入費及び標本運搬費等を整理する。
	(2) 調査実験分析費 調査資料と実験分析するために必要な 資機材の購入及び修理並びに補助員等 の雇傭に要する経費を整理する。
	(3) 資料印刷費 調査及び実験分析結果に基づく資料及 び教材等の印刷製本に要する経費を整 理する。
6. 長期調査員 調査費	長期調査員の現地における業務に必要な経費 及び事業団との連絡に要する経費を、一般現 地業務費の費用分類に準じて整理する。
7. 貧困国対策費	後発開発途上国（DACの分類による。）の プロジェクトに派遣する専門家の業務に必要 で、相手国が、その財政上の理由により負担

支出費目	費用分類
	<p>し得ないカウンターパートのための経費を整理する。</p> <p>(1) 調査研究謝金 調査・研究委託、通訳、翻訳等の謝金を整理する。</p> <p>(2) 消耗品費 イ 事務用品を整理する。 ロ 調査、研究、研修、試験等用消耗材料及び器材費（資機材購入費以外のもの）を整理する。 ハ 発電機、ポンプ、トラクター等業務用機械設備の燃料費を整理する。 ニ 肥料、種苗、飼料等材料費を整理する。</p> <p>(3) 交通費 現地内国交通費を整理する。</p> <p>(4) 域内旅費 イ 現地内国旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。 ロ 事業団の指示による隣接国への調査等</p>

支出費目	費用分類
	<p>のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する（ただし、国際機関派遣専門家を除く。）。</p> <p>(5) 印刷製本費 教材、報告書の印刷代、製本代を整理する。</p> <p>(6) 備人費 タイピスト、運転手、補助人夫等の臨時俸上費を整理する。</p> <p>(7) 雑工事費 簡易な雑工事費を整理する。</p>
8. 国際機関域内旅費	国際機関に派遣する専門家の当該機関加盟国等への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。
9. 青年海外協力隊員現地業務費	青年海外協力隊員の現地における業務に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費を、一般現地業務費の費用分類に準じて整理する。

別表第2を次のように改める。

別表第2

支出費目	支給額
1. 一般現地業務費	個別専門家及び保健医療協力プロジェクトチームについては、1人につき、月額15,000円以内とし、プロジェクト(保健医療協力プロジェクトを除く。)については、1チームにつき、月額132,000円以内とする。
2. 個別専門家現地研究費	対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。
3. 保健医療協力現地研究費	対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。
4. 農林業協力現地研究費	対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。
5. 産業開発協力現地研究費	対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。

支出費目	支給額
6. 長期調査員調査費	長期調査1チームにつき、月額67,760円以内とする。
7. 貧困国対策費	対象プロジェクト1チームにつき、月額100,000円以内とする。
8. 国際機関域内旅費	専門家の申請に基づき、予算の範囲内で必要と認められる額とする。
9. 青年海外協力隊員現地業務費	青年海外協力隊員の申請に基づき、予算の範囲内で必要と認められる額とする。

附 則

この達は、制定の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

昭和53年10月12日  
通達(経)第62号

関係部・室・事務局長  
関係機関の長 殿

経 理 部 長

現地調査費及び現地業務費の取扱いについて

現地調査費及び現地業務費については、当分の間下記により減額の上支給することとする。

記

- 1 減 額 率  $0.8231 = \frac{215.65\text{円}}{262\text{円}}$  (17.69%減、262円は53年度認可予算の計算数値、215.65円は53年4～7月の加重平均値)
- 2 業務実施契約の現地調査費の算定は、提出された見積額に前項の減額率を乗じて得た額とする。
- 3 派遣中の専門家に対する現地業務費については、各事業部長より文書をもって通知することとする。
- 4 本通達は、昭和53年11月1日より適用する。



モデルインフラ整備実施要綱を次のとおり定める。

昭和53年2月1日

国際協力事業団

総裁 法眼 晋作

国協達第1号

モデルインフラ整備実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際協力事業団が行うモデルインフラ整備費に基づく基盤整備の実施に関し昭和52年通達(経)第45号に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 モデルインフラ整備費(以下「整備費」という。)とは、農林業協力事業及び農林業に係る開発技術協力事業のプロジェクトの初期の段階において必要であり、かつモデル的な基盤となるインフラストラクチャーであつて、試験圃場、試験林、苗圃、孵化槽等及びこれらに関連する必要最少限の附帯施設の整備(以下「基盤整備」という。)に係る費用をいう。

(要件)

第3条 基盤整備に係る事業(以下「整備事業」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り行うことができるものとする。

- (1) 相手国政府又はそれに準ずるもの(以下「相手国政府等」という。)からの要望があるものであつて、かつ、相手国政府等がその費用を負担することが著しく困難であると認められること。
- (2) プロジェクトの効率的実施を図るうえで早急に整備することが必要であると認められること。
- (3) カウンター・パートの訓練、技術の演示等専門家の活動の拠点となるものであると認められること。

(申請)

第4条 整備事業の申請は、海外事務所長(海外事務所が存在しない国にあつては当該プロジェクトの専門家。以下「海外事務所長等」という。)が行うものとする。

- 2 海外事務所長等は、申請にあつて、当該整備事業に関し、相手国政府等及び専門家と調整を行うものとする。
- 3 海外事務所長等は、次の各号に掲げる書類を添付して総裁に申請するものとする。
  - (1) 相手国政府等の要望書
  - (2) 経費概算見積書

(3) 工事設計書

(4) その他総裁が必要と認める書類

(認 定)

第5条 総裁は、申請書を審査し、当該整備事業が第3条の各号に掲げる要件を満たし、かつ、適当であると認める場合は事業を認定し、予算の範囲内で支給額を決定して海外事務所長等に通知するものとする。

(支給及び会計事務処理)

第6条 整備費は、会計役(会計役の業務の委任を受けた者を含む。以下同じ。)に支給するものとする。

2 会計役は、整備費の支給を受けた場合は、当該費用に係る銀行口座を開設し、他の前渡資金と区分して適正に経理するものとする。

(検査等)

第7条 会計役は、整備事業に係る工事等の実施に当つては、相手国政府等及び当該プロジェクトの専門家と協力し、必要に応じ施工の管理、監督を行うとともに、完了検査、既済部分検査等、検査を実施するものとする。

2 総裁は、前項に規定する会計役の業務の一部を当該プロジェクトの専門家に委任することができるものとする。この場合において、委任を受けた専門家は、所管の会計役に随時報告を行

い、会計役の指示を受けるものとする。

(役職員等の派遣)

第8条 前条に定めるほか、総裁は必要と認める場合、役職員をして、期間を限つて会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為等を行わしめ、又は専門家等を派遣し当該整備事業に係る工事等の管理、監督、検査等にあたらせて会計役を補助させることができるものとする。

(報告)

第9条 会計役は、整備事業が完了した場合は、速やかに整備事業の完了報告書を総裁に提出するものとする。なお、総裁は、整備事業の進捗状況に関し、適宜会計役に報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱によりがたい場合、又は特別の事情が発生した場合は、会計役は、総裁の承認を得てこの要綱の定めるところと異なる処理を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和53年2月1日から施行する。

昭和53年12月18日  
通達(総)第71号

関係各部長殿

総務部長

特別技術手当支給に係る専門家の技術能力の  
認定について

標記の認定については、事前に専門家の養成確保及び身分・処遇に関する委員会(以下「委員会」という。)の審議を経ることとなっているが、今後、委員会の審議を円滑に進めるため、下記によることとするので、協力方お願いします。

記

1. 委員会への建議は、「専門家特別技術手当(A～C級)審議申請書(所定様式)」に履歴書を添付して行うこととしているが、下表の左欄に掲げる専門家について、右欄に掲げるそれぞれの技術能力の区分への認定を希望する場合に限り別紙様式により委員会に建議すること。
2. 委員会への建議に係る申請書の提出は委員会開催日(毎月第3

木曜日)の1週間前までに技術者管理課に対し行うこと。

3. 専門家の技術能力の認定は、必ず当該専門家の派遣前に行うこととし、委員会審議後の認定手続に要する時間をも考慮して余裕をもつて委員会の審議を受けられるよう事務処理を行うこと。やむを得ない事情により専門家の派遣後に認定を行う必要がある場合には、事前に、速やかにその旨技術者管理課長に連絡すること。

専 門 家	技術能力の区分
1. 専門家として海外に勤務した経験を有する者であつて、次の各号に掲げる要件を充すもの (1) その者の専門家の号が1号以上であること (2) 専門家として海外に勤務した期間の合計年数が10年以上であり、その間専門家として顕著な業績を挙げた者であること	C 級
2. 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学に勤務する教授であつて、その者の専門家の号が1号以上である者	B 級

専 門 家	技術能力の区分
3. 医師又は歯科医師であつて大学卒業後その者の専門分野において10年以上の経験を有する者	0 級
<p>4. 開発調査又はそれと同等の性格を有する調査団（その構成員が長を含めて5人以上であるものに限る。）の長を委嘱された者であつて、次の各号に掲げる要件を充すもの</p> <p>(1) その者の専門家の号が1号以上であること</p> <p>(2) 大学卒業後その者の専門分野における経験が20年相当以上であること</p>	0 級
<p>5. 専門家団の長（上記1から4までに掲げる者を除く。）を委嘱された者であつて、次の各号に掲げる要件を充すもの</p> <p>(1) 4人以上（当該者を含む。）の専門家でもつて構成する専門家団の長であること</p> <p>(2) その者の派遣期間が1年以上であること</p>	D 級
6. 既に技術能力の認定（上記1から5までに掲げる者としてなされた認定を除く。）を受けた者であつて、当該認定を受けた日から1年以内に再度派遣されるもの	前回認定をうけた技術能力の級

総括課長	担当課長	担当者
		内線( )

専門家特別技術手当審議申請書(略式手続用)

委員会委員長殿

昭和 年 月 日

部長印

ふりがな 氏名 (年令及び 専門家の号)	指導科目 (国名及びプロ ジェクト名)	派遣期間 (支給期間)	最終学歴		現職	技術能力の 区分	認定理由(該当欄に記入のこと。)						
			卒業 年	学校名			1. 専門家 経験年数	2. 大学教授	3. 医師 経験年数	4. 開発調査団の長 団の構成人数 大卒後の経験年数		5. 専門家団の長 団の構成人数	6. 前回認定 期間
		( )											
		( )											
		( )											
		( )											
		( )											
		( )											
		( )											
		( )											

(注) 1から5に該当する者については、6欄は記入不要

昭和53年10月12日  
通達(経)第63号

関係部・室・事務局長  
関係機関の長 殿

経 理 部 長

専門家等の帰路航空券現地購入の暫定措置について

専門家等に係る帰路航空券の現地購入は、当分の間下記により実施することとする。

記

- 1 帰路航空券の現地購入の対象地域は、海外事務所所在国のうちフィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、イラン、ケニア、ナイジェリア、メキシコ、ペルー及びブラジルとする。
- 2 派遣期間が10日以上のもを対象とする。
- 3 帰路航空券は、専門家が海外事務所の協力を得て、購入し、帰国後、使用済航空券及び購入日の交換証明証をもつて精算する。

ただし、帰路変更の場合は、昭和53年通達(総)第49号により精算する。

また、長期専門家の帰路航空券については、予め海外事務所へ資金前渡するものとする。

- 4 業務実施契約の調査旅費の算定も同様の取扱いとする。
- 5 往復航空券の提示がVISA発行の条件となつている国については本措置を適用しない。
- 6 事業部長は、本措置が円滑に実施出来るよう、専門家等に趣旨を、予め充分説明し、協力を求めることとする。  
なお、派遣中の専門家については、各主管部において文書をもつて通知する。
- 7 本通達は、昭和53年11月1日より適用する。

昭和53年12月18日  
通達(総)第70号

関係各部長 殿

総 裁

専門家の養成確保及び身分・処遇に関する  
委員会の設置について

海外長期研修実施要綱(昭和50年国協達第1号)第7条、国際協力のために海外に派遣する専門家の特別嘱託に関する要綱(昭和50年国協達第7号)第3条及び専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)第22条の規定に基づき、並びにその他の専門家の養成確保及び身分・処遇に関する事項を審議するため、昭和53年12月18日から、事業団に専門家の養成確保及び身分・処遇に関する委員会(以下「委員会」という。)を下記により設置する。なお専門家等の処遇に関する選考・認定委員会の組織及び運営について(昭和53年通達(総)第55号)は廃止する。

記

(目的)

第1 委員会は、関係部長の建議に基づき、次の事項について審議するものとする。

- (1) 海外長期研修員に関すること。
  - イ 海外長期研修員の選考及び決定に関すること。
  - ロ その他海外長期研修員に関する基本的事項。
- (2) 特別嘱託に関すること。
  - イ 特別嘱託の委嘱及び解嘱に関すること。
  - ロ その他特別嘱託に関する基本的事項。
- (3) 専門家の特別技術手当の支給に関すること。
  - イ 特別技術手当支給に係る専門家の技術能力の認定に関すること。
  - ロ その他特別技術手当に関する基本的事項。
- (4) 専門家のへき地手当の支給に関すること。
  - イ へき地の認定に関すること。
  - ロ その他へき地手当に関する基本的事項。
- (5) その他専門家の養成確保及び身分・処遇に関する事項。

(構成)

第2 委員会は、次の職にある者を委員として構成する。

- (1) 総 務 部 長

- (2) 人 事 部 長
- (3) 経 理 部 長
- (4) 企 画 部 長
- (5) 派 遣 事 業 部 長
- (6) 社会開発協力部長
- (7) 医 療 協 力 部 長
- (8) 農林業計画調査部長
- (9) 農業開発協力部長
- (10) 林業開発協力部長
- (11) 鉱工業計画調査部長
- (12) 鉱工業開発協力部長

(委 員 長)

第3 委員会に、委員長を置き、総務部長の職にある者をもつてこれに当てる。

委員長は、委員会の会議を主宰し、議事を整理する。

(議事の手続)

第4 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合、委員のうち5人以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(代理出席)

第5 委員は、あらかじめ指名した者を委員会の会議に代理出席させることができる。

(書面による委員会の審議)

第6 委員会は、緊急やむをえない場合その他委員会の招集が困難な場合は、委員に対する書面の回付による審査をもつて委員会の審議に代えることができる。

(庶 務)

第7 委員会の庶務は、総務部技術者管理課において処理する。



昭和53年 2月22日  
通達(総)第4号

関係各部長 殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)  
第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示する。

記

地 域	国 名	へ き 地	区 分
アジア	インドネシア	東部ジャワ州 マデイウン	2級地

昭和53年4月27日

通達(総)第22号

関係各部長 殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)

第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示する。

記

地 域	国 名	へ き 地	区 分
アフリカ	マダガスカル	デイエゴスワレ州デイエゴスワレ	1 級 地
中近東	イ ラ ン	シスタン・バルチエスタン州ザボール	1 級 地
ア ジ ア	タ イ	ナコンシタマラート州ツンメン	2 級 地
ア ジ ア	マレーシア	ケランタン州コタバル	2 級 地

昭和53年5月30日  
通達(総)第34号

関係各部長 殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)  
第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示し、昭  
和53年4月1日から適用する。

記

地 域	国 名	へ き 地	区 分
大 洋 州	パ ラ オ 島 (アメリカ信託統治領)	コ ロ ー ル	1級地
ア フ リ カ	マ ラ ウ イ	ゾンバ州ドマシ	1級地
ア フ リ カ	マ ラ ウ イ	コタコタ州コタコタ	1級地

昭和53年6月19日  
通達(総)第41号

関係各部長殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)  
第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示し、昭  
和53年4月1日から適用する。

記

地 域	国 名	へ き 地	区 分
アジア	モルディヴ	マ レ	1級地

昭和53年7月28日  
通達(総)第50号

関係各部長 殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)  
第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示し、昭和53年4月1日から適用する。

記

地域	国名	へき地	区分
アジア	タイ	ソンクラ県 ハジャイ	2級地
〃	タイ	チャンタブリ県 チャンタブリ	2級地
〃	フィリピン	南イロコス州 ビガン	2級地
中南米	メキシコ	ソノラ州 グアイマス	2級地

昭和53年9月25日  
通達(総)第58号

関係各部長 殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)  
第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示し、  
昭和53年5月1日から適用する。

記

地 域	国 名	へ き 地	区 分
中南米	メキシコ	カンペチエ州カルメン	2級地

昭和53年4月27日  
通達(総)第21号

関係各部長 殿

総 裁

子女教育手当の額について

専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第21号)第16条第3項の別に定める定額及び同条第4項の別に定める年額は、それぞれ月額18,000円及び年額216,000円とし昭和53年4月1日から適用する。

なお、子女教育手当の額について(昭和52年通達(総)第49号)は廃止する。

1000

1000

1000

